

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

議員定数に関する特別委員会会議録(2)			
日 時	平成17年12月20日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時00分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松本委員長、北野副委員長、上野・山田・井川・小林・佐々木(茂)・ 佐々木(勝)・古沢・見楚谷・斉藤(陽)・秋山 各委員		
説明者	議案第24号 森井・大橋・高橋・佐藤 各議員 議案第25号 前田・成田・大竹 各議員		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち一言ごあいさつを申し上げます。

12 月 13 日の選挙におきまして委員長に就任をさせていただきました松本でございます。

もとより微力ではありますが、北野副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のために万全の努力を尽くす所存でございますので、委員各位の御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから議員定数に関する特別委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、古沢委員を御指名いたします。

この際、お諮りいたします。

当委員会に付託されました議案第 24 号及び第 25 号については、審査の必要から、両議案の提出者である議員の皆様にご出席をいただくことといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
北野委員

議員同士の質問について

最初に、佐藤利幸議員が 12 月 9 日の本会議で、私の代表質問に対して、議員提案にかかわること、資料の 4 ページです。ここで「私は答えなければならない義務なんかない。そのところははっきりしてください」との答弁でした。議員同士質問しないことはあなたも知っているではないかということをおっしゃった後、こう述べています。議案第 24 号を提案しておいて答弁しないという意味なのかどうか、これを最初にはっきりさせていただきたい。

佐藤議員

まず、そのことについてお話をしておきます。質問は議員同士はできません。これははっきりと明確に申し上げます。「議会運営の実際」、これ議会図書室にあります。「議長や議員に対して質問することができるか。質問は議員が当該団体の事務について執行機関に対して行い、これにより批判監視の機能を発揮するものですから、議長や議員に対する質問は考えられません。行政事例は、議事進行に関連しない質問が議長に出されても、一般的に取り上げる必要がないとしています」、このように文言があります。もし議員同士の質問ができるのなら、論拠を挙げてください。

北野委員

今回は、議員である皆さん方が提案権を行使して議案を提案している場合です。今、佐藤議員がお答えになったのは、通常の市長をはじめ理事者と議会との関係の場合において、仮に佐藤議員が何かを質問すると。それに対して私が、佐藤議員が、今、市長にこういう御質問をなさったけれども、そのわけは何ですか、答えてくださいと、こういうことはできないということを言っているのです。議員が提案権を行使した場合は答えなければならないのです。そうでなければ、議会の審議ができないということになるわけです。だから、議員提案をして議員の皆さん

が提案した場合、当然答える必要があると。佐藤議員がおっしゃったのは、通常の執行機関と議会との関係のときに議員同士質問してはならないというのが解釈なのです。それは、そういうことをもって提案しておいて、議員同士は質疑できないのだから答える必要はないという論拠にはならないということなのです。そこははき違えないでいただきたい。再度お答えをいただきたいと思います。

佐藤議員

では、もう少し明確に論拠を持って答えましょう。全部この北野委員の言い方というのは、もうめちゃくちゃなのです。何の裏づけもない、何か書類を見せてくださいと言ったって、たぶん出せない。質問と質疑は全く違います。質問に関しては、こう書いてあります。質問「当該団体の事務全般について長の所信を問うこと」を質問という、質疑「議題となっている案件について疑義をただすもの」なのです。ですから、議員同士ができるのは質問ではございません。質疑です。だから、あの日は、議長は「質疑並びに一般質問」と言ったのです。だから、一般質問に答える必要は全くありません。ただ、質疑には答えなければいけないということで、私は質疑に答えています。そういう意味です。

北野委員

質疑という場合は、議案に対する質問のことをいうのです。議案以外の市政全般のことについて聞く場合は一般質問ですから、そのことは私も承知しています。今、皆さんが提案された議案第 24 号ですから、これは私が聞くのは質疑なのです。私は、代表質問でも説明して、あなたに質問をしているわけですから、だから今あなたがおっしゃる、私は一般質問で聞いているわけではないのですよ、質疑ですから財政問題だとかそういうことについても聞いているわけです。だから、あなたは私のどの部分をとって一般質問だというふうに理解してそういう答弁をなさっているのか、それがわからないのです。

佐藤議員

質疑の意味については、疑義を質するという意味なのです。疑義は何かというと、提案説明の疑義なのです。そこ以外は全部質問です。ですから、財政の問題とかそういうことを私たちは想定していませんから、そんなことに関して聞かれても、それは理事者に聞くことです。私たちは提案説明の疑義についてはいくらかでも質問してくださいと。あなた方が 32 でいいと、私たちは 28 にするのだと、どちらが正しいか、どちらの理論がいいかということをお願いしたいと私は言っているのです。

北野委員

だから、私が聞いているのは、28 という提案説明の中で、私は最後にもう一度あなたに聞いているのです。市民の負担ということについて聞いているのですけれども、それについては、ここの資料にあるとおり、市民負担の件は、これは全部入れてしまうとごちゃごちゃになるから私どもは入れませんと、そここのところは提案説明の中で言ってくださいと、そう言っているだけですということですから、これはちょっと意味がわからないわけです。

佐藤議員

私たちが提案説明の中でやっているのは、いわゆる市民負担の議会費部分なのです。それは財政の部分ではないです。ですから、市民負担の議会費部分がどのぐらいなのかと、ほかの市より多いのではないかという話をしているのですから、その部分に対して質疑をするなら、いくらかでもお答えいたします。

北野委員

議会費に対する市民の負担の問題は後で詳しく述べることにしますが、要するに市民の負担が出ているという意味は、あなた方はそうであれば市民が議員を支えるといいますが、議会関係費の中で計上されている額を市民 1 人平均で割ってそれが幾らかと、それが市民負担だというだけの話なのですか。それも広い意味では財政のことを意味するのですよ。私どもは市民のさまざまな負担が、財政が緩くないから出ているわけで、このあなた方がこれを提案する過程は、当然小樽市の財政が苦しいから議会も議員の定数を減らして協力しようでないかというこ

とで、24 号の提出者は 28 人を提案されていると、25 号の提出者は 30 人を提出されているのです。そのこのところについては、やはり財政問題と議員の定数の問題は無関係だということではない。佐藤議員自身も検討会議の中で、財政が苦しいときにどうするかということは再三おっしゃっていたのではないですか。だから、私が質問の中で言ったのは、財政の困難というのが基調にあってこの提案となったのではないですかというふうに聞いているわけですから、言葉を選んで聞いたつもりです。ですから、提案しているその言葉以外は聞けないということではないと思うのです。それだったら議論にならないのですから。

佐藤議員

財政とか一般的なそういう話になると、さっき言ったとおり質問になってしまうのです。ですから、理事者に聞いていただきたいのです。私たちが答える義務は全くございません。やはり私たちの提案説明に立ったら、財政もそうだろう、石狩湾新港もそうだろう、マイカルがそうだろうなんて言われたって、答えようもないし、答える義務もない。本当に 28、4 減がいいのか悪いのか、それとも 2 減の 30 がいいのか悪いのか、それとも全く減らさないという共産党の提案がいいのか悪いのかということを、この場所をかりて審議したいということなのです。焦点をしっかりとってください。

北野委員

そうであれば、市民の皆さんが、今、小樽市の財政が緩くないから、小樽市の財政を立て直すためにどうしたらよいかということで、たくさんの方が心配され、協力もしたいということで、さまざまな意見が寄せられているわけです。だから、議員の数を減らすという前提は、小樽市の財政問題が基調にあるのです。これがなければ皆さんだっとうい提案はされてこなかったと思うのです。だから、財政が苦しいから市民の皆さんにもさまざまな負担をかけると。だから、議員の方も報酬も既に減らしましたし、これから議員の定数も減らそうではないかということなのですから、ここのところは短い提案理由の中、そこに書かれていることに限って質疑ということは、いかがかと思うのですが、どうでしょう。

佐藤議員

それは代表質問の中でも述べましたように、財政問題というのは必ず根底にありますね、それはあるけれども、そこを質疑してしまうと質疑にならないと。これは質問になってしまうのだと。質問に答えなさいという形になってしまうと、どこまで行っても平行線をたどるのですよ、これ、2 日間や 3 日間でできる問題でもないし。ですから、そういう意味では、議会はそういうつくりになっているのですから、質疑というものに限ってやらないと。そこに限ってやらないと聞いている方々も焦点わからないですよ。あなた方は賛成したから悪いのではないかとか、マイカルをつくったから悪いのではないかとか、そんなことばかり言ったって、聞いている人はだれもわからない。結局 28 がいいのか、あなた方が言うように 32 がいいのか、そのこのところをきちっと議論していくべきなのではないですか。

北野委員

結局、財政問題が基調にあることをお認めになって、この財政をどのようにして立て直していくかということ、この議員定数の特別委員会では私どもに質問はするなということなのですね、あなたのおっしゃるのは。

佐藤議員

私は何も言いません。質問はしないでください。質問できないのですから、質疑をしてくださいと言うのです。

北野委員

だから、あなたが今お認めになったでしょう。議員定数の問題のところには財政問題があると今お答えになったでしょう。それがなかったら議員定数の問題というのは出てきていないのですから。だから、森井議員が本会議で提案されたほんの短い中で書かれている文言以外質問ができないと、あるいはそこにかかわることしか聞けないとなれば、根底にある財政問題は一体どこで、一番肝心の問題をどこで議論するのかということになるわけです。で

すから、私は、財政問題を今市民の皆さんが心配されていますから、議員提案されているわけですから、財政問題について広く議論するというのは、これは当然有意義なことですし、質問に議員同士は答える必要がないということをもって議案第 24 号を提案しているのですから、それは質疑だけであって質問は受けないということにはならないのではないですか。もっとおおらかな広い視野で、財政問題の根本問題がこうだから私どもは 28 にするのですということをおっしゃった方が説得力があると思うのです。この 28 の問題は後で古沢委員が詳しくやりますから、佐藤さんの期待に古沢さんが後で、これは後ほど質問しますけれども、この問題については、そういう性質のものだと。だから、財政問題、こういうことを、ここで小樽市の財政をどうするのかと、それぞれ提案者あるいは議員の側でお互い質疑を交わすのでなかったら、これは論議にならないということだけは申し上げておきます。

佐藤議員

私は体も心もおおらかなのですよ。

(「おおらかなら引き受けてください、お願いします」と呼ぶ者あり)

けれども、焦点がぼける話は、いつまでやってもだめなのです。2 日間と委員会は決まっているのですよ。その中で十分な論議を尽くさなければいけないという意味では、きちっと固めてやらないと、これは前回の例から見ても、4 日間やったって決まらなかったのですから。最後は、入ってくる船の数まで示せまでなんて言って、とまったのだから。そんなことをやるのは、議員提案もしていないのだから、32 というのは。でも、現実的には 32 と言っているのですから、そこを一方的に攻めるような形で、こういう形でやられるということは、非常に遺憾ですよ。もうちょっと紳士的に話し合ったらどうですか、きちっと中身を決めて。

北野委員

佐藤議員、勘違いしないでいただきたいのですが、36 の定数のときに 32 と決めたのは、あなた方も賛成して決めたのでしょうか。私どもは議員の定数を減らすことはいかがかという立場から賛成はしませんでした。それで、結局、佐藤議員のおっしゃっていることは、短い提案理由以外、それは質問なのだ。質疑でないから答える必要はないと、こうおっしゃって、提案の根本にあつて、あなたも先ほど答弁でお認めになった財政問題については、答える必要がないという考えだということはよくわかりました。私は、それについては納得しませんから、この問題については後でまた詳しく財政問題はやることにいたします。

市民負担問題の見解について

それから、先ほど指摘した市民の負担云々の問題について、これについても、あなたの方の見解をもう一度お聞かせいただけませんか。

佐藤議員

市民の負担という形は、一番端的に出るのは一般会計における議会費の割合です。これは公表もされておりますので、これからはかることが私は一番いいのではないかと、こう思っております。

北野委員

この市民負担のことにかかわって森井議員は、提案理由の説明の中である述べた後、「私たちは、その背景、市民反応を見据え、議会自身がさらなる市民負担の軽減に取り組まなければならない」と述べているのです。ですから、結局市民の皆さんが議員の数を減らしたらいかがですかというふうになるのが、投書やなんかにもありましたよ、それは質問しない議員だとか、何かのことを引用されていました。ですから、こういうふうな市民の皆さんの批判が出るのは、ここでもやはり財政が苦しいということを前提にしているのです。ですから、ただ市民の皆さんが減らせと言っているからと、そこだけ切り出してきて、市民の皆さん方が心配されている大きな問題、小樽市の財政の問題を議員提案していながら議論しないということは、市民の皆さんのこの議会に対する活発な議論を期待していることにも反するというふうになりますから、私の見解だけ述べて、後は古沢委員の方で最初から質問させていただきます。

古沢委員

今日は、いつになく、道新の呼びかけもあったようですから、傍聴の皆さん、市民の皆さんいらっしゃいますので、最初にお話をしておきたいのですが、私たちの会派日本共産党は、議会をしっかりと役に立つ議会にしたい、一人一人の議員が市民の皆さんの負託にこたえて日々生懸命活動していきたい、そのために議員同士がどうしたらそういう議会を目指すことができるのか、こういう議論、これはもう率先して参加をして、大いに議論をしていきたいという立場です。ですから、単に数の問題という狭い範囲ではなくて、広い意味で議会活動のあり方、議員活動のあり方というのが、今日の特別委員会でも中心をなすテーマとして我々に問われているのではないかと、そういうふうに思います。

そこで、具体的な質問に入る前に、私は地域の皆さんに推されて平成 11 年に議会に参加させていただきました。その 1 年前、つまり私の選挙に臨むに当たって、議員定数をどうするかという議論が、やはり平成 10 年に当議会で は行われています。その会議録も、この際、改めて読ませていただきました。そして、私が議員になってから、その第 1 期目、平成 14 年に現在の定数 32 名に削減をするという内容の、また議会での議論が活発に行われました。そして今度で、私自身の経験で言えば、3 度目のこの種の議論となります。

そこで、最初に確認しておきたいのですが、平成 10 年に特別委員会を閉めるに当たって、傍聴で御出席いただいています、現中畑議長、当時の特別委員会の委員長は、議論のまとめを次のように言っています。「議員定数の問題を契機に議会の活性化が前向きに取り組まれてきた。議会は、住民の願いを行政に反映させる場であり、行政機関をチェックするという重要な責務を負っている。議会活動は、民主主義の根幹にかかわるものであり、その基本となる議員定数を軽々に削減すべきではない」、このように各委員の議論をまとめて特別委員会の委員長として本会議で報告をされました。これがつまり平成 10 年の小樽市議会全体の意思決定とされたわけです。

平成 14 年の議論では、これを下敷きにしながら新たな議論展開がされています。一、二紹介しますが、今日の提案席の方にお座りの皆さん、各会派のグループの皆さんで、例えば今うちの北野議員とやりとりがありました公明党の佐藤議員だったですね、たしかこれは、平成 10 年のときに、実は「議員数は多い方が望ましい」というふうにあなたはおっしゃった。「数も大事であるが、資質も大切なのだ」と。「議員一人一人の資質も大切なのだ。市長提案にすべてよしとする議員ばかりが集まってもよくなるらない」、例えばこういうふうにおっしゃった。さらに市民クラブの皆さん、現在の平成会に参加されている皆さんは、「議員を削減せよという市民の声は、議員の資質への本当に根深い疑問、一体何をやっているかわからない、こういったものへのいらだちだ。真の目的は、議会そのものの信頼回復である」、このような議論を重ねたわけですね。これを改めて確認した上、具体的な質問に入りたいと思います。

(発言する者あり)

いいですよ、答えなくても。いや、そのとおりですと言うことしかないでしょう。いいです、質問ではありませんから。

そこで、今定例会冒頭、本会議で二つの議員定数に関する条例の一部改正案が議員提案の形で提出されました。特に 28 名の定数にすべきとする 24 号議案については、提案説明が 30 名にすべしという提案よりは、比較的詳しく本会議場で提案説明されましたので、それに沿ってお尋ねしていきたいと思います。

そこで、委員長、多少数字が飛び交うものですから、提出された資料を傍聴者の皆さんに配布いただくという配慮はいただけませんか。いいですか。

委員長

はい。

古沢委員

では、事務局にお願いしますが、後ほど数字の問題が入りますので、資料が届きますので、その際参考にしてください。

委員長

古沢委員、どの資料ですか。

古沢委員

委員会に提出された資料です。

委員長

皆さんが持っているものですね。

古沢委員

一般会計規模に対する議会費の割合について

それでは、最初に質問をいたします。議会費と提案説明でよく出てきた基準に関して、実は示された基準というものに根拠がないのではないかということからお尋ねします。

議会費と一般会計規模に対する割合について最初に伺いますが、小樽市の場合は 0.62 パーセントだと。これはこの間の市議会の検討会議をくぐって一定の削減がされておりますから、それを差し引くと 0.58 パーセントだと。これに対して類似市、苫小牧、帯広、釧路を挙げて、これに比べて高いというふうに説明されています。改めて伺いますが、この三つの市の一般会計規模に対する議会費の割合と小樽市の割合、数字を示してください。

森井議員

こちらは共産党の方の要求における資料として提出をされていますので、そちらの方で確認していただければわかるかと思いますが、一応、では、こちらの共産党の方で要求された資料に基づいて、あえて説明をしてよろしいですか。

(「いやいや、あなたの説明で言われたやつを確認したいのです」と呼ぶ者あり)

私自身、質問の中で話させてもらったように、小樽における一般会計規模において割合としては 0.62、そして財政の検討会議、それにおける財政の検討規模 1,850 万円を差し引いて 0.58 という話をさせていただきました。4 月現在で帯広が 0.5、釧路が 0.3 であるというようなことを話させていただきました。

古沢委員

その数字の出典は、これはきっと今年の 9 月に出されております北海道市議会議長会議会運営関係資料からだと思うのです。よろしいですね。

実は、私もこれを見ました。およそ資料とは言えない資料なのです。もう誤植なのか誤記なのか意図的なのかわかりませんが、随所に数字が間違っています。それで、資料として提出したのが道内主要市における予算に占める議会関係費の割合というものです。この間違いを正して、今日提出をいただいた資料の右側、右端から三つ目の欄ですね、一般会計総額に対する議会関係費の割合。提案者が示した苫小牧市、提案では 0.41 とおっしゃっていましたが、0.59 です。帯広市、提案では 0.5 とおっしゃっていましたが、0.57 です。釧路市、これが実は難しいのですね、0.3 というふうに説明を加えておりましたが、これは 0.42。ただ、もう少し正確に言いますと、実際に近づけてみますと 0.43 になります。なぜかといいますと、先ほど言った北海道市議会議長会議会の資料で、議会関係費の中で議員旅費、実は釧路市が平成 17 年度は 178 万円しか計上されていません。他の議会と比べて異常に少ないものですから調べました。釧路市の場合は、議会を構成して 1 年目、委員会視察が半分で行います。2 年目、残りの半分で行います。3 年目は全員で行う。4 年目は議長の視察旅費しか組まない。この 178 万円というのは、つまり議長の視察旅費しか計上されていないのです。旅費の組み方もうちとは違いますし、ですから結局 4 年間のトータルを 4 分の 1 というふうに置きかえてみた場合に、0.42 に修正されたものが、なおかつ 0.43 というふうに修正する方

が、実際に比較する場合には正しいのではないかと考えております。こういうふうになるのですが、よろしいですか。

佐藤議員

詳しい資料を提出していただいてありがとうございます。

私たちとしては、たぶんこれしか調べるものがなかったので、これを基礎にして調べたと、これが正しいかどうかはまだわかりませんが、提出されたということは、これに基づいて結構です。お話を進めてください。

古沢委員

それでは確認しますが、当市の一般会計に占める割合 0.58 は、今言った類似市として挙げた三つの市と比較をして、当初提案説明では高いと言っていたのですが、高くはないですね。どうですか。

佐藤議員

確認しましたが、数字的には変わってきております。ただし、北海道 10 都市のうち 4 番目に高いということは変わっておりません。

古沢委員

類似市 3 市でこの議会費の割合は説明されたわけですが。苫小牧市 17 万 2,700、これは今年の国勢調査の速報値、全道の市の速報値、全部調べました。苫小牧市 17 万 2,755 人、帯広市 17 万 586 人、釧路市 18 万 1,515 人。なぜ当市と比べて高めの 3 市を類似市としたのですか。

佐藤議員

6 市がうちより低いわけですから、これで言いますと一番高いのが、新しい数字では室蘭が 0.78、それから北見が 0.72、それから江別が 0.76、その次が 0.62 ということですから、小樽市も高い方だなということで、ただ、挙げた部分が適切だったかどうかはわかりませんが、そういう意味では小樽市も高い。

古沢委員

類似市 3 市と比べて高いというふうに説明された。その 3 市は、17 万から 18 万の三つの市を挙げた。では、この表の、資料の釧路以下五つの市、これは後でまた出てきますけれども、つまり江別市、北見市を加えてみた場合どうなるか。江別市は 12 万 5,589 人、北見市は 11 万 594 人、類似市というのであれば、この二つも比較検討に入れなければいけない。これは後ほど提案説明の中でこの二つの市は取り込んで比較検討されておりますから、そうしますとどうなります。北見市は 0.72、それから江別市は 0.76、類似市と比べて小樽市の占める割合は高いのですか。

佐藤議員

10 万都市ということで比べれば、私は高い方だと思います。

古沢委員

高いというのが崩れたら提案の理由の柱をなす部分が崩れるから認められないのでしょうかけれども、この資料であえて市議会議長会が作成した資料に加えたものがあります。全会計総額に対する、これミスプリントですね、全会計総額に対する議会関係費の割合、この欄で言えば右から二つ目の欄です。つまり、なぜこの欄を設けたか。自治体にはそれぞれ個性もあれば特徴もあります。ですから、一般会計のほかに特別会計があって企業会計があります。その会計の持ち方は自治体の特徴に応じて変わったりするわけです。ですから、一般会計だけで比較してみれば姿が見えてこないというふう思ったからです。それで、まず、今言った五つの市において、一般会計と他の会計との割合がどういうふうになっているかということを私は調べてみました。小樽市は、全会計に占める一般会計の割合は 42 パーセントです。苫小牧市が 48 パーセント、帯広市は 58 パーセント、釧路市は 51 パーセント、江別市が 47 パーセント、北見市は 57 パーセントです。つまり、五つの市で小樽は一般会計の持つ割合が一番低い市になるということが、ここからわかります。つまり、一般会計、全予算会計の中に占める割合、その割合が低いので

すから、これと高いところを比較するといっても、比較そのものに無理があるわけです。ですから、全会計との比較において議会関係費がどの程度支出されているかというふうに見たのが、右側から二つ目の欄です。下五つの市を見てください。釧路が 0.22、帯広が 0.33、北見が 0.41、苫小牧が 0.28、江別が 0.35、小樽は 0.26 です。こうやって比べてみても、比較検討してみても、小樽市の予算に占める議会関係費は高いとあなたたちはおっしゃいますか。

佐藤議員

数字というのは不思議なもので、非常に微妙なものなのです。例えば何と比較するかということによって、どんな数字が変わってきます。ですから、私たちの、

(「だから、正確に比較しているのです」と呼ぶ者あり)

私たちの提案説明のときは都合いい数字と比較しました。あなた方もそれを崩すためには都合のいい数字と比較します。そういう話なのです。市民の方がどう感じているかということが一番大事なのです。そういうものではないのですか。市民の方が 4 減らしてもらいたいのか、2 減らしてもらいたいのか、そのままがいいのかということが、私たちが一番感じなければならぬ。こんな数字の中でもって感じなければいけないことはない。大事なことは、私たちがどう市民のことを議会に反映できるかということで、この数字を並べてみておかしいのではないかと試みて、それは何の論拠にもならないということを指摘します。

古沢委員

ちょっとね、だめですね。

(発言する者あり)

提案説明をした数字を聞いているのですよ。その数字にそもそも間違いがあったということも指摘をしました。そして、議会事務局を通じて調べ直してつくった資料がこれです。それを横並びで、あなたたちも私たちも都合のいい数字を出しているという言い方は何ですか。

佐藤議員

私たちのこの数字は間違いではございません。これはこういう公式文書によって出した数字なのです。

(「それが間違いだったのです」と呼ぶ者あり)

これは、そっちの数字もまだ確かめていませんし、これが間違っているなんていうことは初めから思っていないので。

(「割り返してみればわかる」と呼ぶ者あり)

これを論拠にしてやりましたので、何の問題もございません。

古沢委員

私が最初に気がついたのは、その数字を、その計算式、言ってみれば、これをこれで割るという計算式でやったら、出ている比率がそもそも違っているということに気がついたからです。うのみにしないでチェックをしてみたら実は違ったのだということがわかったから、改めて調べ直してみました。そこで、さっき言ったように、それでは一般会計の割合だけに見たって、それは比較検討の正しいやり方ではないのではないか、その自治体固有、特徴、そういったものを加味して全会計で比べてみたらどうだろうということを私は今言っていたのです。そう言ったら、あなたたちが言っていた議会関係費は、小樽市は高いというふうに言ったけれども、高くないではないかというふうに質問しているのです。

佐藤議員

議会関係費の見方自体がいろいろあるということ。もっともいろいろな見方がありますよ。それを低いところだけプラスしてこうだあだと言われても、私たちは納得できません。議会関係費は来年からももっともつと低くなりますから、私たちも議会の旅費とか全部ひっくるめてやってきましたから、そういう意味では来年の資

料なんかで比べると、かなり違ってくるのではないですか。

古沢委員

この出典元になった全道の市議会議長会、これは今年の 4 月 1 日を基準にしてつくられている資料ですからね。そして、あなた方は、それに基づいて、実は間違っただのは相手側が間違っただので、自分たちの責任ではないみたいな言い方ですけども、こう言っているのです。「やはり三つの市を比較検討した。やはり小樽市議会への市民負担は決して軽いものでないことがこれでも明らかであると思う」。提案したときの最初の理由がこれですよ。ですから、これはどうなのですかということを私は今聞いているのです。高いのですか。

佐藤議員

この辺はもう少し調べさせていただきたいと思いますが、そんなに低いわけではないと、私は高いと思って見えていますよ。その辺の主観の違いはあるかもしれません。

古沢委員

いや、調べて大いに議論はしたいと思いますが、ただ、状況として言えば、小樽市が高い、しかも一般会計との割合だけで見ている。一般会計の全会計に占める割合は、五つの市、三つの市と比べても、小樽市は一般会計の占める割合が低い市なのです。それだけ特別会計、企業会計で予算を組んでいる市なのです。そういうことから見ても、あなたたちが第 1 の理由とした小樽市が高いという理由が成立しないのではないかと。これはぜひ見ておかなければいけないと思うのです。言ってみれば、実はそういうことを承知の上でこういう提案説明をした、提案の理由にした、基準にしたのだとしたら、これは全くフェアな態度だとは言えないと思います。だから、この点は指摘しておきたいと思います。

人口割合による議員数について

次に、人口類似市との比較で人口割合による議員数というのは、一体どの辺を基準にしたらいいのだろうかということで説明がされました。同じように三つの市を挙げました。苫小牧、帯広、釧路、いずれも人口 5,300 人台から 5,400 人台あたりに議員 1 人というふうになっていると。しかし、小樽は 4,496 人に 1 人の割合になっているというふうに述べました。実は、この比較割合で言えば、当議会の議員定数は 26 名でもいいということになってしまうのですが、3 市と比べたらですよ。そこで持ち出したのが、ここに来て五つの類似市に広がります。北見市と江別市を含めて比較検討を提案理由で行いました。五つの都市の平均では、4,880 人になるのだと、これを提案者流に言えば一つの基準として示して、削減定数 28 名という数字がここで出てくるわけです。これは、そのとおりですね。

森井議員

とりあえずおっしゃるとおりではあるのですけれども、先ほど費用においてのお話の中で、北見と江別が入っていないというお話でしたけれども、それをあえて入れた中での割合としてこちらの方では算出をさせていただきました。

それから、先ほどのお話の続きになってしまうかもしれませんが、なぜ費用において 10 万都市である北見市と江別市を入れなかったのかというお話もありましたけれども、この共産党の方から出されている資料を見ていただければわかりますが、やはり人口がかなり高くなればなるほど、これにおける議会費の割合というのはどうしても下がってきているという現状があるというふうに思っています。それで、5 都市の中で当然人口のできるだけ近いところという考え方を持っていたので、あえてその 3 市は具体性として成り立ちやすいだろうというふうに思って 3 市を選んだのです。つまりは、江別市、北見市がたとえ入ったにしても、先ほど佐藤議員からのお話があったように自分自身も高いというふうに思っております。一応その点を加えて伝えます。

古沢委員

いや、あなたがどのように思おうと、それはあなたの勝手ですけども、先ほど言ったではないですか。修正を

したみたら、一般会計との比較でですよ、苫小牧市は 0.59 だよ、帯広市は 0.57 だよ、あなたが言った小樽市は修正を加えたら 0.58 だ。この 0.58 が実は苫小牧、帯広、釧路よりも高すぎるという、そういう提案をされたけれども、修正してみたら高くないではないかと。人口が 17 万、18 万になろうとする市と比べたって小樽市は高くないということをお前は言った。それで、28 名を導き出した。つまり苫小牧、帯広、釧路と比較をすれば、実は 26 名という数字を出さなければいけないことになるわけです。これは単純な割り算で出てくるわけです。さすがに 6 人も減らしたくない、これが極めて不合理な特異な基準、ある意味では露骨な政治的な基準というものを導き出したのではないかと。あなた方が言っているこの基準に沿えば、地方自治法の第 91 条第 2 項、その第 7 号の区分に提案者のこの基準を当てはめたらどうなるか。10 万から 20 万未満の都市においては上限 34 という決め方です。上限、整合性のある定数ですけども、これをこの基準をそのまま当てはめると、例えば苫小牧市は現行 32 名ですけども、3 名増やして 35 名でいいという提案をしなければいけない。帯広も同じく 32 から 35、釧路は 34 から 37、江別は現在 29 名、3 名減らして 26 にしなさい、北見は現在 30 名、7 名減らして 23 名にしなさい、あなた方の基準は具体的に言えばこういう基準なのです。認めますか。

大橋議員

今、基準ですと定数を増やさなければいけないという論議が展開されたわけですけども、そもそも議員定数の上限、これは最大限この人数ということで、これ以上増やしてはいけないというふうに我々は解釈をしております。それから同時に、これは明快な問題として、どこまで減らしていいかという下限については一切触れられておりません。ですから、触れられていないから逆に人口規模の小さいまちの上限が下限ではないかという議論もお聞きしておりますけれども、そういう議論については別に根拠はないというふうに考えております。これは先ほどから人口比較の問題で言っておりますけれども、私自身は比較するとき人口の問題と、それから小樽と類似する議員定数、現在の議員数、そのまちを比較してみて小樽の議員数はどうなのだろうという素朴な市民感情から論を展開しております。この表でいきますと、小樽は人口 14 万 3,900 で 32 名であります。釧路の場合には人口 18 万 5,000 で 31 で、帯広の場合は 17 万で 32、苫小牧の場合は 17 万で 32、そういう形になっている。

(「江別と北見は」と呼ぶ者あり)

江別と北見につきましては、ここの数字につきましては、申し上げれば 10 万 9,000 で 30、それから 12 万 3,000 で 28 ですが、我々の論拠としております小樽と比較して、いわゆるもっとも人口比、つまり帯広の 17 万、それから苫小牧も 17 万、それから比べると小樽は明快に人口が 3 万少ないのに議員数が同じであると。これは今おっしゃいました江別や北見みたいに小樽と比率が逆のところもあります。しかし、私どもは比率が逆のところが良いというふうには考えておりませんので、やはり市民の人口 1 人に対する議員数の負担、その問題については人口 5,000 人というものを一つの基準として考えると、それが今の私どもの考え方です。

古沢委員

4,880 人を基準として持ち出すについては、北見、江別を入れる。御答弁では、北見、江別は人口が少ないからというふうに外して、帯広、苫小牧、釧路、この三つを言う。では、最初に私が言ったように、帯広、苫小牧、釧路を言うのだったら、なぜ 26 という数字で提案しなかったのですか。

大橋議員

なぜ 26 という数字で提案しなかったかどうかにつきましては、私どもは現行の人数、その中から現行の人数を維持する会派もあり、それからもっと少なくするという会派もあり、そういう部分から今回の場合は 4 名減という形での提案をしたということになります。

古沢委員

つまり、減らすことが先にあって何名にしようかという、これは 14 年のときにも、10 年のときにもそういう議論ではだめだぞということは何度となく確認し合ったことを実はなしにしている。とにかく数を減らすということ

でつじつまを合わせるから、導き出してきた基準そのものが一つ二つ聞かれただけで崩れてしまうのではないですか。だから、極めて特異な基準だということです。極めて、ある意味では政治的な基準として、あなた方は持ち出している。つまり、住民との関係で言えば、議会自治、住民自治をどうやって守っていくかという点で言えば、極めて特異な基準だということをおこななければなりません。

それで、例えばあなた方が、仮にこの場合 5 市平均で 4,880 人。いいでしょう。これを基準としている。26 名でなくて強引に 28 名というふうに理由づけて提案してきたと。小樽市の将来推計人口で言えば、いろいろなものが示されていますけれども、おおよそ例えば一つの例で言えば、病院の基本構想の中で市区町村別の将来推計人口というのがあります。皆さんも御承知のように、この先 25 年たったなら 10 万割れるという数字ですね。そうしますと、5 年刻みごとに人口を追って試してみたら、25 年後、2030 年まで 5 年刻みごとで言えば、議会で言えば 4 年刻みごとで 6 回、2 名ずつ減らして行って、2030 年には 20 名の議会をつくらなければいけないということになるのですよ。そうですか。

佐藤議員

数字の部分は、今、大橋議員がお答えしましたけれども、これは難しい微妙な部分なのですね。これは 5,000 のところで割るか 4,880 で割るかというのは政治的な部分も入りますから、そう簡単に割り切れるものではないし、割り切ってみたら 25 になることもあるわけですからね。ただ、今言ったように、10 万人になったら 20 人でどうなのか、そういうことも私はあり得るかもしれない。これはやはりその時々に応じて、私が思っているのは、平成 10 年のときに主張しました、読んでいただいたと思いますけれども、人口 5,000 人に 1 人でいいのではないかと、これをずっと主張しましたから、私がこの 28 というのは、ちょうどこういう数で割りきれぬ数、まあ 29 でもいいかなと。ただし 29 というのは奇数ですから、偶数の方の近い方に近づけるべきかと思っておりますし、ただ、この間、北野議員と議論になりましたけれども、ではどこまで下がっていいのだということはやはり考えなければいけない。議会がある以上、89 条で議会を構成しなければいけない以上、議会に耐えられる人数というのをやはり考えなければいけない。今、古平の方でお聞きしましたら、4 名減らして 10 名にしようなんていう話も出ていますが、本当に 10 名で議会というのは耐えきれぬのかなという、私はそういう思いもします。ただ、人口比に応じてどこまでも減らせるものではないと、私は思っております。

古沢委員

道内で言えば、札幌、それに中核市、旭川、函館、この三つを除けば 31 市ですね。それで、議員 1 人当たりの人口で見ましたら、4,000 人未満、以下というのが実は 31 市のうち 26 市もあります。今、御答弁いただいたように、どこまで下がってもいいというわけではないというのは、憲法が要請して地方自治法がそれを担保、保証する形で議会の構成、議員の定数というのを決めています、その趣旨に沿った範囲でというふうに考えるのが妥当だと思うのです。ですから、先ほど言ったように、25 年先に仮に 20 人の議会を構成しなければいけない。10 万を切った段階で、今、地方自治法が議会の規模として各地方自治体、議会に要請されている範囲で議員定数が、割り込む形が多いのですが、決められています。そういう決められている市で言っても、大体现行で言えば 2 万 5,000 人前後の市の議会を構成する議員定数、深川市、富良野市、それに留萌市、ここが議員定数 20 です。こういう議会をつくるということになるのですよ。どうですか。

佐藤議員

今ちょっとどういう意味かわからないのですけれども、いわゆる 10 万から 20 万の他都市の平均値は 2004 年で 27.5 なのです。そういう形で今数値が来ておりますので、2 万人になっても 20 人ということもあり得るでしょうし、1 万 5,000 でも市である以上は 20 人ということもこれはあり得る。

(「4,880 の基準を聞いているのです」と呼ぶ者あり)

いや、ですから、私なんかは 5,000 と言っているのですけれども、それが必ずしも固定した数字ではないという

ことを言っておりますね。ですから、一回一回人数に応じて変わってくると思いますよ。これを全部当てはめるなんていうことはできない。今の時点でどこに当てはめるかということが非常に大事なことであって、また、人口が変わってくると、この4,880というものが変わってくるかもしれませんし、そういうことは、やはり市民の意見を聞きながら、市民の陳情を見ながら、市民の意見とすり合わせながら、私たちは決めていくことが大事でないかと思っております。

古沢委員

市民の皆さんは、小樽市の財政が大変だと、議会も応分の負担をすべきではないか、こういう意見が多いのだと思うのです。財政の問題で聞こうとしたら、それは質問だからだめだとおっしゃる。28名の範囲で、今、提案説明の範囲で、私の持分としては提案説明の文言の範囲で実はどうなのだというふうに聞いているのです。ですから、地方自治の問題だとか、法律の問題だとか、それから議員を少なくすれば、結局気がついたら市民の暮らし向きが大変になってしまうぞというような問題は、別のテーマとしてやらなければいけないと思っていますから、皆さん方の提案説明に沿った質問ですからね、今。

マスコミ報道の姿勢について

もう一つ、今度は、「市民の声がどんどん日増しに大きくなってきている」、これは提案説明の冒頭ですね。そして、市民の声を具体的に紹介する形で、マスコミ、北海道新聞社など、中には北海道新聞社の報道部長のコメントなどを紹介されています。この提案者が市民の声をいわばあたかも代表しているかのごとくに受け止めかねてしまう、そういう報道部長のコメントに関して伺っておきます。

つまり、7月10日付けの道新です。「議会経費の根幹をなす報酬と定数を既得権益と錯覚する市議がいるとすれば、その人はもはや住民の代弁者の資格はない」、このように報道部長は断じました。この限りでは、全くそのとおりだと思います。仮にもそういう方はいらっしゃらないと思います。けれども、もしいるとしたら、これは資格はないと言われても当然だと思います。そして、加えて報道部長は、12月1日付けで「削減議論、みんなで議会を見に行こう」と呼びかける表題で、見られた方、今日おいでの方たくさんいらっしゃると思うのですが、連打をするわけです。こう言います。「経費節減に最も効果が大きい定数削減は、だれのためにやらなければいけないのか。そもそも議員とは、だれのために存在しているのか」、このように、いわば持論だと思いますが、報道部長の持論をこういうふうにくくっておりますが、このくくりの前に「市議会に費やされる経費は、報酬を中心に年間約3億円」、正確ではありません、3億9,000万円。報道部長のコメントですから数字は確かにしてほしいと思いますが、「年間約3億円。この経費には国や道からの補助はなく、すべて市の持ち出しだ」と語っている。この点については、先ほど言った7月10日付けの道新のコメントでも、多少あいまいにしながら同じようなことが触れられています。

では、聞きますが、このマスコミの姿勢、報道部長の姿勢というのは極めて遺憾だと思うのですね。地方自治、住民自治とは一体何なのか。議会の役割は、議員のあるべき姿というの一体どうなのか。これが実は我が議会の平成10年、繰り返しますけれども、平成14年、議論を重ねてくる中での肝やかなめの点だったのです。議会の活性化の中心をなすものだったのです。軽々に定数を削るというようなことを、狭い意味で議論してはならないぞというふうに議会意思としてもくくってきたことなのです。実は、この肝心のことを、この報道部長は目をつぶっておられる。言いかえると、いわば行革論、財政論、この側にくみをした論評だと思わざるを得ないですね。その結果、いたずらに市民感情をあおってはいないだろうか。市役所バッシング、市議会バッシング、議員バッシングがどんどん始まっていくことにはならないか。市民と議会を遊離させてしまう、そういうことにつながりはしないかと私は心配します。

そこで、この中で「報酬を中心に年間約3億円」、3億9,000万円ですが、「この経費は国や道から補助はなく、すべて市の持ち出しだ」、確かに補助金という形はないですね。「すべて市の持ち出しだ」とくくっていますから、

市民はどう読みますかね。要するに市民の税金で丸々持ち出しですから、丸々負担しているというふうには、そういう理解をされるようにこの方は、報道部長は書いておられる。そこで、すべて持ち出ししかについて伺います。資料を参考にしてください。基準財政需要額について議会費算入額、平成 17 年の例ということで、財政当局からメモをいただきました。財政課長いらっしゃらないようですから、総務部長、これ概略説明いただけませんか。

総務部長

答弁がないということで基本的に勉強もしておりませんので、十分お答えできる状況にありませんので、よろしくお願いいたします。

(「あれ、財政課長にもおれ言っておいたよ、総務部長に頼むよって。最初は財政課長に出てくれと頼んだのだ」と呼ぶ者あり)

(総務) 総務課長

この説明ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

地方交付税の部分、基準財政需要額ということで、平均 10 万人規模の団体ということを基準に計算されております。国の、おおむねの標準団体と申しますけれども、その中で計算されている額がここに書いてある額でございます。給与費として 5,569 万円、あと需用費、この中には議員報酬、旅費その他。あと負担金、補助及び交付金、それで 2 億 2,040 万 8,000 円、これが 10 万人都市の標準団体でございますので、これを割り返しますと、逆に言うと住民 1 人当たり 2,204 円という計算になってございます。これにつきまして、今、交付税の基準になっておりますのが平成 12 年の国勢調査の人口でございますから、その当時の 15 万 687 人、これに今の段階で国の調整も含めまして補正係数という形で調整がございまして、それを掛けますと、今の部分でいきますと 16 万 4,701 人、これが小樽市の基準財政需要額の中に算出される基の人数になっておりますので、それに 1 人当たりの単位費用 2,204 円、これを掛けると 3 億 6,300 万 1,000 円と。これが平成 17 年度の普通交付税の中の基準の需要額という形で算入されております。

古沢委員

つまり、普通交付税には色分けはされていないけれども、算出根拠の中に 3 億 6,300 万円、これが入っていますというふうには受け止めていいわけですね。

(総務) 総務課長

計算上は、国の計算の中にはこういった形で算入がされております。

古沢委員

ありがとうございました。答弁でなくて説明をいただいたわけですね。つまり、小樽市の場合は、新聞の報道ですから活字ですからね、すべて市の持ち出しだと言え、すべて市の持ち出しですよ。けれども、この活字を見た読者は、どういうふうにおもうか。その前に「国や道からの補助はなく、すべて市の持ち出しだ」と言っているわけですね。国や道からの補助はあるのかと申したら、補助というのはいないです。これは極めて財政に強い報道部長が、極めてある種の意図を持っているか、このどちらかではないかと思うのです。つまり、17 年度予算で言えば、議会費は 3 億 9,052 万 8,000 円です。このうち、道新の表現を変えると、国や道などからの補助等、など、交付税などで見られている額が 3 億 6,300 万円、すなわち市の持ち出しは 2,700 万円ですと、こう理解するのですけれども、いいですか、提案者。

森井議員

かなり長い、いろいろとお話をさせていただきましたが、まず新聞の記事においてですけれども、私、春から全部集めました。これだけのまずそういう報道等があるのです。これは当然、私の方は、北海道新聞の後志版と小樽ジャーナルというような形で表現をさせていただきましたが、共産党の皆さんも御存じのとおり、おたる民報もこの

中に入っているのです。おたる民報の中で一つ挙げさせていただくならば、ちょっと失礼します。

(「討論でないからね、答弁さ」と呼ぶ者あり)

大切なのは、つまりは、まずマスコミの方々が取り上げているだけでも、これだけあるわけです。私は提案説明の中でも話させていただきましたけれども、それぞれ皆さんがまちを練り歩く中で聞いているお話があるのではないかなとは当然思います。しかしながら、私は、こちらの方にいろいろ書かれている内容そのものが、自分自身が聞いているものと一致することの方が多いと思っているから、一つの記事というものを提案説明の中に入れさせていただいたということ、まずお伝えしたいなと思います。

それから、その道新の記事の中における持ち出し分をというお話もありましたが、古沢委員がおっしゃるとおりで、地方交付税に対しての色というものが存在していないので、実際に議会のためにどれぐらいの費用が出ているかというのは、国からどういうふうに出ているのかというのは、存在しない、実際はわからないのです。それを確かに需要額、このようにありますが、それを論議するのはかなり無理があるのではないかなと思っています。しかしながら、これを論議するならば、これは費用面が書かれていますが、議員数のことも当然おっしゃられていて、基準、10万人に関しては議員数26というお話があるのは、議会運営委員会の中でも古沢委員自身がおっしゃっておりますから。実際に議会の中で、代表質問の中で北野議員が自分たちに対し、常識的な最低ラインとして30ではないかというお話がありましたけれども、これを基準に今お話をされるのなら、もうその時点で既にその論は崩れていると思うのです。つまりは、28という数字を今の質問に伴って認めていただいたというふうに自分では思っています。先ほどのお話のことを聞く限りですと、その幾らが国の方から持ち出しが出されているのか、こっちに来ているのか、これに関しては現状で考えると、こういう基準はありますが、答えられないというふうに思っています。

佐藤議員

どこまでがいわゆる市税なのかという話なのですけれども、なかなかさっき言ったとおり色がついていないのです。特別交付税で入ってくるとか、あるいは補助金で入ってくるという方がわかりやすいのですけれども、非常に紛らわしいと。そして、古沢委員の言うように、3億9,000万円の中には職員給与も入っていれば、全く公用のものも入っている、いろいろなものが入ってくるわけですから、何か新聞の書き方というのは議員が3億9,000万円全部を使っているような書き方をされている、これもちょっと問題があるなど。今日なんか議長の問題を取り上げてやっていたけれども、これも本当にどうなのかなということはちょっと考えなければいけないし、今までの一連のこの道新の書き方というのは、各党でも取り上げましたけれども、やはりもう少し報道機関として秩序を持った書き方をしていただきたいなということは、私は古沢さんと一緒の意見を持っております。それで、何か市民をあおるような、そういうような形で書かれると非常に心外だなと思っておりますけれども、道新にお聞きしましたら、そういう記事を見て、やはりただ書いているわけではない、市民の声を聞きながら書いているということもありますので、一部分にはやはり市民の声を伝えている部分もあるのではないかと、そう思っております。

古沢委員

色分けはされていないのだけれども、そういうような基準財政需要額を積み上げ、積み上げ、小樽市の普通交付税として来るわけです。ですから、算出上、交付される交付税を見る限り、3億6,300万円が入っているというふうに考えないと、これはだめな話でね。それと26名、これは標準団体規模を定めるに当たって、交付税算定する上で標準団体を定めるに当たって、小樽市などのこういう都市規模においては、一応の基準、目安として定めているのが人口10万人で、そして世帯がいくつで、そして議員数が何人で、議員数はそこでは26名、これは一つの基準といいますが、そういう標準団体としてまずは決めて、その限りでいったらこれ、さっき説明したように2億2,000万円しか来ないのです。しかし、小樽市の人口規模など各種の補正が加えられます。各種の補正が加えられて交付税の財源調整機能なども働いて、いろいろあって、こういうふうになるのだと思うのですが、こういうことから、

26 名というのは、反論するわけではないですけれども、何の意味もないのです。ですから、26 名のことをいうのだったら、仮に 32 名を 28 名に議員を減らしても、小樽の場合の標準団体として 10 万、26 名の議員と決めてありますから、減らしても交付税減らないのですよ。4 名減らしても、来る交付税は、この計算式で出てくるのです。このことは承知しておいてください。

それで、これに関連してちょうどテーマとしていいですから、お尋ねしておきたいと思います。多少私の私見も入ります。4 名減員すると、そうしたら、おおよそ 1 人 1,000 万円、もろもろ含めて 1,000 万円とされていますから、大ざっぱですが、1,000 万円掛ける 4 の 4,000 万円、これがいわゆるすべて市の持ち出し分から減るわけですから、そうすると、3 億 9,000 万円が 3 億 5,000 万円で済むということになります。今言ったように、標準団体規模、26 名の議員でつくられていますから、28 名にしたって交付税は減りません。したがって、3 億 5,000 万円、これが 28 名の議員だとしてますよ。そうしたら、そのときに来る交付税は、予算 3 億 9,000 万円ではなくて、4,000 万円支出が減って 3 億 5,000 万円。国から来る交付税は減らないから、3 億 6,000 万円、言ってみれば議会費でさやを稼ぐ、差益を稼ぐという構図になるのですよ。そのことを理解してくれますか。どうですか。

佐藤議員

その前に、まず 3 億 6,000 万円、交付税で来るかどうかということ、それ確かめなければならぬでしょう。私はそういうふうには思っていないから。これどうですか、わかりますか。

(「来ているのだから」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

これはそういうふうに見えるのですか。

(「答弁か説明かちょっとわからない、私見か」と呼ぶ者あり)

委員長

総務課長、財政課長から聞いた部分を説明してください。

(総務) 総務課長

これは聞いていない部分なのでちょっと私見ですけれども、これは平成 17 年度の例ですから、今度平成 18 年度については、これから新たな分なのです。ただ、今の国勢調査人口にしましても、次回のときからは速報でなった部分で人数が落ちることと、あとその間の、

(「あれこれ言わないでいいから。交付税のそういう計算された 3 億 6,000 万円が来るか来ないかわからないと言っているのだから、来るのかい、来ないのかい」と呼ぶ者あり)

いや、それはわかりません。この 3 億 6,000 万円にはならないと思います。それは人口も、

(「いやいや、来年の話でないよ、今だよ。17 年度だよ」と呼ぶ者あり)

(「考え方を言っているのだよ」と呼ぶ者あり)

考え方ですか。17 年度の中には計算上としては、基準財政需要額としては、この部分は入っております。ただ、あと実際に交付されるのは、そこから基準財政収入額を差引いた額でもって金額としては入ってきますけれども。

佐藤議員

今の話だと、全部が全部入ってくるかどうかわかっていない、色がついていないのだから、という話ですよ。そういう話だと思います。

(「3 億 6,000 万円かゼロかという話ではないでしょう。考え方はわかるでしょう」と呼ぶ者あり)

いや、さやを稼ぐか稼がないという話は、稼げれば黒字。赤字を埋めることができているのではないですか。

古沢委員

いや、だから、言ってみれば、そんなことを意識されて提案はしていないとは思いますが、こういう構図でいけば、だから議会改革というのは行革論や財政論にくみしてはだめなのですよ。定数を減らせばどれだけお金が

減るとかというような議論から始まったらだめなのです。そういうところから議論が始まると今みたいな構図になって、差益を稼ぐ、さやを稼ぐということになりはしませんかと。こういうのが仮に財政再建を求める提案者で言えば、財政再建に関する小樽市議会検討会議のときの市民反応を皆さんどう受け止められているでしょうか。いわゆる財政再建を望む市民の皆さんに財政再建の策の一つとして、議会もこういうふうにして定数を切りましたというのが、まともな議会の財政の再建策とは言えない、どうですか。

佐藤議員

まともでないと言う方がおかしい。やはり相対的に考えなければいけないのは、市民税も全く入っていないわけではないのですから、なかなか見えないけれども、当然市民負担もあるということです。そういう意味では、そういうことがまともでないと言う、そういう神経、そういう考え方がまともではないですね。やはりきちっと市民の負担のことを考え、市民の意見を考えながら反映していくという、そこに大もとの原点がいわゆる議員としてあるのですよ。そこを抜かして財政は財政だ、交付税は交付税だというような考え方自体が、議員としては全くまともでない考え方だと思います。

古沢委員

14年のときの議論を最初に紹介しました。今回の議論の仕方と大きく違うのは、10年、14年の議論をくくりましたけれども、やはり議会のあるべき姿という本質議論に入っていましたよ。それは見解の相違もあったり、いろいろしました。しかし、そういう本質議論をすることなく、実はそういう議論の仕方は避けた方がいいと何度も我々確認してきた、その議論を今しようとしているわけです。だから、我々は、ちょっと待ってください、そうではないですと。私は、まず皆さんが提案してきた提案説明そのものが成立しないではないかという質問をしているのです。もっと広げてそういったものを含めて私は改めて聞く予定でもいますし、北野委員もお尋ねすることになると思うのですが、今言った点は、そういう予算、お金の流れからいっても、そもそもおかしいし、これはいわば行革の対象に議会をのつける、議員の定数をのつけるということが、そもそも論としていいのかわいのかという議論まで広がってくると、当然我々は、議会、地方自治というテーマから考えたら、行革の流れに乗せるべきではないと私は思いますし、そういった点では議論また分かれたりするかもしれませんが、それは別のテーマでちょっとやりたいと思います。

議員定数を行革の対象にすることについて

そこで、結局、市民は数を減らしてほしいと言っている、市民が減らしてほしいと言っている声、減らしたいと願っているそういう気持ち、これがどこにあるのかということの議論を避けて、減らせと言っているのだから減らす数を提案したと。減らせば減らす方がいいと。30よりは28の方がいい、28でなくて26と提案する人、グループがいたら26の方がいいと、そういう議論でこの問題を進めていけば、これは大変なことになると思うのです。いわば議会としての自殺行為にもなってしまう。そういうふうに私は思うのです。

そこで、今言ったように、そもそも議員定数を行革の対象にすることには私は反対です。それはどういうことかと言えば、憲法が定めている地方自治の本旨とは全く相入れない。憲法第92条で定めている地方自治の本旨というのは、これはもうお仲間ですから、今日は傍聴されている市民の方もいらっしゃるのであえて確認したいと思うのですが、住民自治の原則と団体自治の原則を内容としているのだ、当たり前ですね、これは通説です。この住民自治の実現というのは、つまり地方議員の選挙、直接選挙で選ばれる。議員の議会における意思の反映、住民の意思を反映させることによって住民自治というのは保障されていくのだと。だから、議員定数を減らすということは、結果として、住民にとって自治体や役所や議会、議員という存在を一層遠い存在にしていってしまう。気がついたら実は大変なことになっていたということになってしまうのだと。そういう議論の流れの中に置いてはいけないと私たちは思うのです。もっと本質的なところで議論をしましょうよ。本当に小樽の市議会というのはどうあるべきなのか。いやしくも、やせても枯れても一人一人の有権者の一票によって議会に送り出された32名が、どういう議

員活動をすべきなのか。14年のとき、10年のとき、皆さん言ったではないですか。一人一人の資質の向上こそ求められている。それが果たして今議論をしようとしているこのときに、私たちが確認してきた、歩いてきた、そういう道を振り返ってみて、本当にそれが一歩前へ二歩前へと進んできたのだろうか。そういうことを大いに議論し、そして議会のあるべき姿、議員の定数の問題というのであれば別ですよ。議員の定数の問題を議論すること自体おかしいとは思いませんから。けれども、議会が本来あるべき姿ということ、それは横に置いておいてと言うのだったら、これは市民の声にも沿うことにはならないと思うのです。いかがですか。

佐藤議員

平成11年以前は、そういう考え方が基調だと思います。ただし、平成11年に地方分権一括法によって法定定数、上限を条例で決めていいという、そういう法令が出てきて決まったのです。決めなければならないと決まったのです。だから、上限がいわゆる34ということで決まってきて、私たちは住民と十分話し合っ、地方自治の範囲の中でいわゆる定数を市ごとに決めなさいと。決めるに当たってはいろいろな条件があるでしょうと。財政もあるかもしれないし、市民負担もあるかもしれないし、それから人口の問題もあるかもしれない。いろいろなことにかんがみながら、いわゆる議員定数を決めていきなさい。そういう話があって、私たちはそれに基づいてやっているのですから、別に地方自治の精神を崩しているわけではないです。

それから、10年も14年も公明党が中心になって、今まで議員削減をやってきたのです。10年のときは私一人でやりました。みんなに反対されて総スカンを食って、そして反対されました。それはわかっているでしょう。その中で、私が主張したいのは、やはり5,000人に1人だろうと。人口が減ってきたら、議員も減らして当然ではないかと、そういう主張もしましたし、それから、できたら議員は本当に真剣に頑張っている議員だけにしたいということで、皆さん方がいわゆる議員同士の話し合いもして、もう少し議会の活発にしようということで、一つは議会活性化委員会を開きました。私の提言によって開いたのです。そういうことを含めていけば、私は、本当は少数の人間でもって、やる気のある人間だけが集まればいいと思っているけれども、これは選挙ですから、市民の意見を反映することで、やる気があるかないかというのは、なかなかはかることができないので、やはり一定の定数というのは必要だろうという段階で、今は28名が一番いいだろうということで私たちは提案しているわけです。

古沢委員

14年のときには、32名が妥当な数だというふうにおっしゃっておられた。確かに人口は減っていますよ。人口は減っていますけれども、だから、そういうことからいけば、今の御答弁に沿っていけば、先ほど質問したように、小樽市の議会というのはどんどん縮小されていって、議員数20名を割ってしまうような議会になっていって、気がついてみれば、その少数精鋭主義で20名を割っても、一騎当千のつわものばかりが集まるのだったら、それは市民にとってそんなにマイナスでないかもしれない。しかし、物言わぬ議員が20名そろったとしたら、これはもう選挙の結果だから、市民の皆さんが決めるのだけれども、しかし残念ながら、少なくとも32名選ばれて32名すべて市民の目にかかっているかといったら、実は違うから声が出てきているでしょう。そのこととお互いに議論しなければいけない。

それから、上限数がどうあるべきかという、いわゆる上限数の問題については、14年のときに大分議論になりました。それは地方自治からすれば上限数と決めるという自体がおかしいではないかという議論も一方にはあるのだけれども、地方自治法で少なくとも上限数34と決まっている。これをどう見るべきかという議論はありました。そもそも地方分権一括法で、地方自治法のこの91条のところが変わってきた下敷きになっているのは、実際は、それ以前は法定定数ですから、地方自治法で人口くくりで何名というふうに決めていたのです。特例で減数条例を決めて、これは特例としてそれを減数で認めるといふふうになっていたのですが、分権一括法で現在の法改正される前の状況で言うと、おおよそですが、市町村では3,200を超えてありましたね。そのときに地方自治法で示していた法定数というのは議員定数全部約8万2,000人です。しかし、特例の減少条例で制定されている自治体というのが

3,200のうち3,100あったのです。その減数条例によって8万2,000が6万2,000人の定数に置きかわった。下敷きとしてはこういうことがあって、それでもなおかつ現在の法改正された段階で上限数を人口大きくくりにする、10万から20万というふうな大きくくりにすることによって、それさえも削り込んだのが分権一括法を受けて地方自治法の改正だったのです。だから、いろいろ議論になったのです。

しかし、どうですか。都道府県の議会ではどうですか。それをやると矛盾が出すぎて困るからと言って、旧法でいうところの法定定数をそのまま上限数に横滑りして移しただけではないですか、市町村の議会だけはそうやって削っておいて。しかし、それととも、そういう経過を含んでいるから、上限数というのは最大値、ぜいたくな値ではないよと。要するに上限であるのだから、世間風に言えば下限もあるだろうと。ところが、この法律は下限がないのです。けれども、物差しで言えば、ここからここまでとあって、これが上限、最大値だとしたら、ここを選んでいるところは何をぜいたくなとか、そういうふうな数字ではないのですよと。この上限数と言われている数字は市町村の議会の場合は整合性を持っている数字なのですよということは、これは法律改正の議論の中を見てもはっきりしている。ただ、法律で下限をどこにも決めていない、あとは地方自治体の条例で定数を決める。したがって、事実上、減数条例が特例であったものが本法みたいに位置逆転して、どこの自治体もいわゆる減数条例的な扱いに入っている。そこへ来て、その流れに今乗って、財政議論やそれから市民の声、そういったものを受けながら、今その流れの中で小樽市の議員定数を削ろうとしている。これにはとってもしくみできないというのが私どもの見解なのですが、いかがですか。

佐藤議員

古沢委員の言っていることが正しければ、11年に法定定数を条例定数に変える必要はなかったのですよ。

(「いや、あんた方が賛成したのだよ、国会で」と呼ぶ者あり)

そうです。まあ共産党は反対したから、そのまま来ているのかもしれないけれども。通った法律は法律ですから、やはりこここのところでいわゆる上限、下限を決めていないと、ほとんど上限を守っているところありませんよ。さっき言ったとおり、10万から20万の市は34と決まっていますけれども、平均して27.5ですからね。それだけ各都市において、いわゆる自主的に条例を決めて、そして定数を削減しているという実態があるわけです。これはさっき行革とは関係ないと言いましたけれども、行革とも絡まってくる問題であって、今、小泉首相もいわゆる国の定数自体も変えるかという議論になってきていますから、今後ともそういう議論が出てくるのではないですか。ですから、そういう議論をすることが正しいあり方だと思っています。

古沢委員

私の質問、特に打合せをしていなかったけれども、大体そろそろ終わるけれども、先ほど佐藤議員がおっしゃられたように、古平町の例を出しました。10人にして議会を維持できるか、構成できるか。いわゆるもっと広げれば、古平町の住民にとって住民自治を保障することができるか、地方自治の根幹にかかわる問題だとまでは言わなかったけれども、そういうことだと思う。けれども、その間のことは何一つ触れない。28は実は古平町の10かもしれないのに何一つ触れない。そうしたら、28を超して25、これを下回ったら先ほど言ったようなことを展開するのかと言ったら何一つ触れない。20でもあり得る姿かもしれないとまで言ってしまふ。要するに、基準を持ち出して数をどうしたらいいかという提案を皆さんはしたけれども、その基準は何一つ基準に当てはまらない。議会費の予算に占める割合についても、小樽市は高くない。五つの都市と比較しても高くない。人口比で言ってみても決して小樽市はぜいたくをしているということではない。上限数34ですがみついているわけでもないですし、そういうことでもない。ましてや、すべて市民の皆さんの持ち出しですよというような町場風の声が聞こえているけれども、実はその中身はこうですよということもわかってきた。それでも皆さん本質的な議論を避けつつ、基準も全部実は矛盾だらけだということがわかって、なおかつこれを議会で上げてくれというふうにならざるを得ないというふうな状況で引き続き思うのでしょうか。

佐藤議員

基準を挙げていないと言うが、私たちは少なくとも基準を挙げております。5,000人で約1人という数字を挙げた。むしろ聞きたいのは、32名でいいという人方の基準を聞きたい。何で32名でいいのかと。これが本当に市民の意見なのですか。

(「それ何遍も言っているでしょう、佐藤さん」と呼ぶ者あり)

そういうことを聞きたい。わけのわからない議論を展開して、

(「いやいや、本会議で言っているでしょう」と呼ぶ者あり)

それで32名でいいとか、本会議のというのは、

(「佐藤さん、ここ討論の場ではないので、提案しておれら聞いているのだから」と呼ぶ者あり)

議員同士ですからね、たまには聞いたっていいでしょう。

(「いや、部屋帰ってやるのならいいよ」と呼ぶ者あり)

いや、だから答えなくたっていいのだよ、答えなくていいけれども、議員同士ですから、こういう基本的な見解を教えていただきたい。

(「いや、我々の見解は述べているから、佐藤さん」と呼ぶ者あり)

もう一回述べてみてください。

-----  
北野委員

委員長にお願いがあるのです。先ほど古沢委員の方で、私がこれから数字を言いますから、たくさんではないけれども、結構数字を引用しますので、せっかく傍聴されている市民の皆さんが数字、ただ耳から聞いているのではちょっとイメージわかないと思うので、新谷議員、お願いしたものを印刷してありますか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

そうしたら、ちょっと事務局に。委員長、いいですか、いいでしょう。

委員長

ちょっと待ってください。

北野委員

だめですか。

委員長

これ皆さんにお渡しいたします、議員の方に。

北野委員

いや、これにいろいろ数字書いているから、わかりやすいから皆さんの方に、傍聴者にも知っていただいて私が質問した方がわかりやすいと思うのです。

(「いや、これそうしたら理事会で協議してもらいます」と呼ぶ者あり)

(「議事進行について」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いや、だめならだめでいいですから。後で理事会で検討してください。

委員長

今回は、それでは。

北野委員

理事会で検討することにして、今、質問は続けます。

委員長

今回は配らないで、質問を続けてください。

北野委員

いろいろ意見があるようですから、市民の皆さんにお渡しできないということなので、私が質問させていただきます。今、24 号の提案者に質問が連続しましたので、25 号の提案者にも若干伺い、関連で 24 号の方にも御答弁を求めたいと思います。

来年度の地方交付税について

それで、25 号の提案者は、提案理由の説明の中で「小樽市の緊迫した財政状況を考えると、さらなる手だてが必要と思われます」と、こういうふうを書いて、小樽市の緊迫した情勢が議員定数 30 名にしたいという基調、土台になっているということは、ここの提案理由から読み取れるわけです。

そこで、伺いますけれども、一昨日、政府は、平成 18 年度、来年度の地方財政対策を決めて、これはテレビや新聞でも大きく報道されました。その中で地方交付税が総額で前年に比べて 1 兆 4,000 億円ほど削られるということになりました。これは地方税が増える分を地方交付税で減らすということで説明をしているわけです。これは私もテレビで見ましたし、新聞でも見ました。ところが、小樽でいえば、市税が増えるところは交付税を減らされても差引きでとんとんですから影響ないのです。しかし小樽市の場合は、皆さん方御承知のとおり、年間億単位で市税が落ち込んでいるのです。だから、政府のそういう考えに照らしても、小樽市に交付される地方交付税が市税の減った分を標準よりプラスして来るのだったら別に何でもないので。

しかし、実際にこの間展開されている政府の小樽市への交付税というのは、これはもう大変な削減です。皆さんも共産党が質問して市長や財政部長が答えたことは、数字は覚えておられると思うのですが、予算特別委員会でやったものです。平成 15 年度と平成 16 年度との対比で、これは約 14 億円、地方交付税などが削減されているのです。対 17 年度との関係では、15 億円削られているのです。それに市民税、市税がさらに億単位で落ち込んでいると、これが合わさって今の小樽市の財政危機の最大の要因になっていると。そこで市長が考えたのは、こういう財政危機の中で、市民の皆さんにも応分の負担をしていただきたいということで、広報おたるで 17 回にわたって財政特集をやって、各家庭に届けられたのは 17 回も届けたのですよ、特集だけで。それで、小樽市の財政が苦しいから、会社で言えば倒産状態になったらうまくないと。だから、倒産を避けるために市長として市民に 20 億円の負担、職員の給与を削って 20 億円、合わせて 40 億円財源を生み出せば赤字はなくなりますが、赤字再建団体転落、会社で言えば倒産は免れると。その倒産する赤字の累積額は幾らかという、標準財政規模の 2 割ですから小樽市は今 60 億円ちょっとです。これは年々変化しますけれども、大体 60 億円ちょっととなっているのです。だから、このままでいったら 80 億円の収支不足、財源が不足するから、小樽市はバンザイするから 40 億円やれば 60 億円を回避することができると、こういうことで、財政健全化計画というのを 3 年前に立てたのです。ところが、先ほど紹介したように、15 年度と 16 年度との関係で 14 億円も削減されたものだから、予算編成に当たって財源を用意できなくて、19 億円の空財源、これを雑入に入れて帳じりを合わせたのです。しかし、1 年間努力したけれども、7 億円くらいしか縮まらなくて、12 億円からの赤字決算、いわゆる先振りをせざるを得ないと、繰上充用せざるを得ないということが今年の 5 月の末だったのです。

そこで伺いますけれども、こういうように小樽市の財政が苦しくなったのは、一つは政府の地方財政対策、地方財政計画に大きな責任があると。だから、こういう政府のやり方をそのまま認めてはならないというのが、地方六団体、県、市町村、ここの首長の皆さん、それに対応する議会の皆さん方、六つの団体が一致して 17 年度の予算編成に向けて削らないでくれと、こういうことをやって一時 2 年間だけストップすることになったのです。これは 18 年度までですが、先ほど話したように、そうやって言っていながら、来年度の予算編成で小樽市は大変深刻な状況

が生まれると私は心配するのですけれども、この政府の地方財政対策で市税が伸びないのだから、交付税がその分落ち込んだ分を上積みして政府は小樽市に交付してくれるというふうに議案第 25 号の提案者は考えておられるでしょうか。

大竹議員

詳しいことはちょっと私わかりません、数字的な面も。今の地方交付税に上乘せされるかということは、はっきり言ってわかりません。それがどうなるかというのは、まだわからないことです。私もその専門でございませぬし、国のやっていることですから。せいぜいあることは地方のことだけでも目いっぱいですがけれども、それでも大変なので、よくわかりませぬ。

北野委員

関連して議案第 24 号の提案者ですが、この私の質問にはお答えになりますか。

佐藤議員

提案説明からかけ離れているので、質問とみなされて答えはできません。

北野委員

お答えにならないということですから、次に進みます。

マイカルの破たんと財政への影響について

小樽市の、今言ったのは、私は国の方の地方財政を削減していくというやり方は、知事、市長、町村長、それに対応する議会の人たち全部が反対しているのです。それを押し切って政府は地方に対するお金をどんどん削ると。これが結局、地方財政、小樽で言えば、赤字再建団体になるかもしれないから市民の皆さん負担してくれと、こうなるわけですね。大竹議員、25 号の方はわからないとおっしゃるし、24 号の提案者は答えられないということでした。

そこで新たな質問ですが、そういう国の地方財政対策が小樽市の財政を苦しめているということと、これまでの小樽市の予算の編成の仕方、市民からいただいた税金の使い方に財政を苦しめている問題がないのかということも、また我々議会としては真剣に議論していかなければならない問題だと。

そこで一つだけお伺いしますが、築港ヤードの跡地にできたマイカルの問題は、開業以来 2 年半でマイカルは破たん、あそこを管理・運営している小樽ベイシティ開発、略称 O B C と呼んでいますけれども、ここも倒産、ヒルトンも倒産。

それで、今、民事再生で再建を図っているし、ヒルトンは別会社に売り払ったと、こういうことになっています。そこで、マイカル立ち上げのとき、小樽市は現金を持ち出すと同時に、マイカルのあの施設をつくるために、言葉をわかりやすく言えば、マイカルのためにしよい込んだ借金は 3 年前だけで元利合計が 101 億円だったのです。これは銀行からの借入れだから毎年払っていかねばならないのです。これが当時大きな問題となって、小樽市の財政を圧迫するのではないかということに対して、当時の市長は、そんなことはない、マイカルからも税金が入ってくる。税金には小樽市にかかわれば二つあって、市税、市民税の、もうけた会社であれば法人税割というのが入る。大竹議員、商売やっているからわかるね、法人税割を払わなければならない。しかし、会社が赤字だったら、法人税割を払わなくてもいいと、均等割だけです。しかし、それでも赤字でもかつ払わなければならないのは均等割だけではないのです。固定資産税、都市計画税も払わなければならない。だから、これが入ってくるから借金返済額は財源が用意されるから心配ないと、こうおっしゃってマイカルを推進した。ところが今どうなったか。マイカルは 3 年前に倒産しまして、赤字でも払わなければならない固定資産税が滞納になっているのです。マイカルの固定資産税、この滞納がすごい。14 億円というふうに私たちが言っても市長は答えなかったですね、否定もされないけれども。

それから、マイカルのための借金返済予定額は幾らか、どれぐらい毎年払わなければならないか。資料をお配り

できないということですから、私が読み上げます。

昨年度は、払うべき元利合計は 5 億 5,600 万円、銀行に返したのです。しかし、固定資産税は入ってこないから、マイカルの固定資産税の調定額、いわば請求額ですね、去年 1 年間は 5 億 8,000 万円ですよ、本来入ってくるべき金。これが入ってこないから、去年は 5 億 5,600 万円、本来マイカルから入るべき金が来ないから市民の皆さんが納めた税金から立替払をしているのです。今年は払ったかどうかは明らかではありませんが、マイカルへの固定資産税などの請求額、調定額は 5 億 6,500 万円、銀行への返済予定額は 5 億 9,000 万円。来年の財政を心配されていますが、来年はマイカルの固定資産税は 6 億 400 万円入ってくる予定なのです。しかし、来年予定されている銀行に払うべきお金は 6 億 2,000 万円です。だから、結局マイカルが倒産しても、払うべき固定資産税や都市計画税が払われていない。市税全体の滞納額は 28 億円と、先日、市長はお答えになりました。そのうち 14 億円、半分がマイカルの滞納なのです。本会議で私聞いたけれども、市長は否定していませんよ。こういうことが小樽市の財政を圧迫する原因の一つになっていると、すべてとは言いませんが。議案第 25 号の提案者に見解をお伺いいたします。

大竹議員

私は、今日のこの議員定数の問題のことを考えましたときに、今言われたいろいろなもろもろのことは長期政策という中でやられたことでありまして、我々がこれから今やらなければならないのは、過去の問題は問題として、それはきちんと考えていかなければならないでしょうけれども、先に向けてどうするかという、これが一番大事なことだと思っています。ですから、もろもろの要因は財政的なものもあったかもしれませんが、これから先のことへ向けて進んでいくべきだと思っております。

北野委員

先のことだとおっしゃるから、同じく議案第 24 号の提案者に今と同じ質問で見解をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

佐藤議員

何度も申し上げますが、質問でございますので、答える気はありません。

北野委員

これもお答えにならないと。

それで、将来の問題だと言いますが、いわゆる小樽ベイシティ開発、築港ヤードの跡のマイカルの倒産したところを管理・運営されている小樽ベイシティ開発の民事再生のかなめは二つあるということで我々はお伺いしているし、議会でも議論になりました。将来のことだとおっしゃるから、だからこの二つは何でしょうか。

大竹議員

わかりません。

北野委員

これは大竹議員から聞いたけれども、記憶がなくなったのではないかと思います。大竹議員は、私は、あなたは商売やおられる方だから、民事再生、廊下の立ち話で、それは去年の話でありますけれども。しかし、一つは、マイカルへ行けばわかるけれども、ビブレ棟、今のシーブ棟の上へ行けば、がら空きですよ。そして、老夫婦が奥さんに手を引かれてリハビリをやっていた、暖かいし、風は来ないし。こういうことをやっているのです。がら空きです。コンパネあるいは白い布で覆われていると。大変残念な結果です。だから、その床がみんなお店屋さんが入って埋まることだというふうに、あなたは私に説明したのです。忘れてしまったということなのですかね。それからもう一つは、エネルギー価格、これが北電の電気料あるいは通常のほかの冷暖房、これと比べても高いから、この価格を引き下げることだということも、あなたは私に教えてくれたのです。これがポイントなのです。しかし、現状は、エネルギー価格も、それから床が埋まっているかと、小樽ベイシティ開発の再建のかぎ二つが私は

ともに心配で、これはいかがかなと思っているので、議案第 25 号の提案者に、先のことだとおっしゃるから先のことをお答えいただきたい。

大竹議員

起業するに当たっているいろいろ思わくがありながら、長期展望も考えながら当然やると思いますけれども、そのとおりになるということは限っておりません。ですから、いろいろよかれと思ってやられたことだって、時代の流れによってならないこともあるかと思えます。ですから、この問題について、どうこうと述べるだけの、私はそこへ立ち入ってはおりませんので。そういうことです。

北野委員

それは将来のことを、市民の中で、あそこにあの巨大な商業施設ができれば、既存商店街とぶつかって大変になるのではないかとということで心配された。その最大の根拠は、当時の小樽市の小売店の床面積、売場面積。その総合計の 75 パーセントの広さを持つ店舗が、あそこに一挙にできたのです。だから、そんなばかでかいのがつくられたら共倒れになるのではないかというふうに私も共産党は反対しました。多くの商業者も反対しましたが、これが推進されて現在の事態になった。先日、新聞報道でもありましたが、丸井今井小樽店が閉店しました。マイカル開業前の年間売上は、丸井小樽店、外商も含めて 100 億円、閉店のとき、我々に丸井の本店の方が言っていましたけれども、50 億円で落ち込んだのですよ。売上げが半分に落ち込んだから撤退せざるを得なくなった。こういうことがあるし、それから既存商店街で働いている従業員の数が激減しているのです。だから、こういうことが小樽市の市税落ち込み、マイカルで働いているといっても正規でないのですよ、パートとか何か、いわゆる人材派遣会社から来ているから、ボーナスもない、退職金もない、こういう会社があそこに店員を派遣しているのです、多くの人。だから、千数百人、小樽市民が働いているといっても、高い給料をもらっている人はほとんどおられないのです。だから、市民税の課税対象の客体といいますが、対象が、人数は減るし、課税の標準額もぐっと調定額も落ち込むと、こういうことになって市税が減ってくるということになるのです。

ですから、こういう巨大な施設を進め、お金を借金してまで用意したけれども、残念な結果になって、それが今借金払いの重荷になって小樽市が苦しんでいるということです。だから、これを推進したのは、議案第 24 号、議案第 25 号の方々が推進したということも議事録で明白なのです。だから、こういう点にかかわって、やはり国の問題と小樽市独自の財政を悪くしている問題について、よく考えていかなければならないと。だから、私ははっきり言っています。40 億円の負担をかけたけれども、小樽市の財政は、国が交付税を削ったために、これがチャラになった、バアになってしまったのです。今度また 2 回目の財政の再建計画、推進プランを今立てて、新年度予算編成後、その実施計画が数字に乗ると言うけれども、さっき言ったように交付税が削られたら、これもまた成り立たなくなるといことは、財政部が先日も議会で答弁されているのです、皆さんもお聞きになったとおりです。

ですから、私は、そういう中で議員の定数を減らすというのは、やはり小樽市の財政がこれだけ苦しいのだから、市民の皆さんに負担をかぶせるから議員も削れと、こういうお話だと思うのです。けれども、市民の負担をさらにかぶせるということを前提にしているから、私は、これは納得できないと思うのです。

あと推進プランで、これから 4 年後に 88 億円の財源を用意しなければならないうち 69 億円 6,000 万円はめどが立った。あと 18 億 3,000 万円はめどが立っていないのですよ。新たな市民負担が出てくるということは、当然予測されるのです。ですから、私は、議会で申し上げたことだけ言っておきますと、ふれあいパスが有料になって昨年 1 年間、16 年度 3 億 1,700 万円、ふれあいパスを利用した人が 100 円負担したのです。それだけ多くの負担を強いられるようなことをまたやられるのではないかと心配ですから、そういう市民負担をかぶせない、そのためにどうするかということを議会で大いに議論するためにも、これ以上議員の数を削るということはいまよくない。

そして、佐藤議員から、あんたの方のあれはどうかというお話がありましたから、私は最後にこの点だけお答えしておきます。先ほど古沢委員の方から質問がありましたけれども、地方自治法の第 91 条第 2 項、ここで「市町

村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない」とあります。小樽市は、10月1日実施の国勢調査で14万2,000人余りです。だから、人口10万から20万未満の市、最高枠は34、小樽市より1ランク下の人口5万以上10万未満の市は、議員の定数の最高は30人、こういうふうになっているのです。だから先ほど下限がないということだけでも、ここは関係の部分だけしか言いませぬけれども、別表でその他ずっとあるのです。だから、上限は決めているけれども下限は決めていないと言っても、人口10万から20万未満の市は、その1ランク下は30人だから、私は議会で、小樽市のようなまちはず31人から34人しか選択肢はないというふうに理解するのが常識ではないのかと、市町村の区分に応じと書いてあるのです。区分というのは人口が前提なのです。そうすれば、5万から10万未満とか、10万から20万未満となっているから、小樽市の議員の数というのは、どんなに減らしても31ではないか。だから、31から34の間しか選択肢がないから、小樽市は今32人です。だから、人口のことを前段で古沢委員と24号の提出議員の間でやりとりがありましたけれども、それはいろいろ考えるのは自由です。しかし、いくら条例定数で決めるといっても、わかりやすく言えば、孫悟空がお釈迦様の手のひらで踊っているようなものです。人口によって全部区分が決められているのだから。だから、わざわざ小樽市が31から34とすれば、今、14万2,000だから32というのがちょうどいいところではないかというふうに思うのです。これでも私は少ないとは思いますがけれども、佐藤議員があなたの見解を聞きたいというから、これは議会でも言っていますから、改めて念のためお答えしておきます。答弁は要りませぬ。

(発言する者あり)

委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を自民党に移します。

見楚谷委員

提案説明の根拠について

24号、25号で提案しております皆さんにお伺いいたします。

今回は、議会として財政健全化という形の中でどう取り組むかということの中で、一番最後になった議員定数の問題を取り上げているわけですが、議会としても当然市民の皆さん方にも応分の負担を求めたし、また、市の職員もそれなりに大変な状況に今なっております。ここで議会として、議員として、やはり襟を正しながら市民の声もきっちり聞いていかなければならない。その上、議会とは何ぞやということも含めて、これは考えていかなければならない問題だろうと思っております。

私たちは30名という形の中で今25号の中で提案をさせていただきましたけれども、まず28名の提案をしている皆さん方にお伺いをしていきたい。先ほど古沢委員の方からもるお話がありましたように、この提案説明を見ますと、まず一つが北海道新聞云々ということで、メディアの記事を引用したような形の中で提案がされているというのが一つあります。その中で、確かにメディアというのはいろいろな情報を収集しながら書いているわけですから、一概にそれがだめだという話には決してなりません。しかし、議会に関しては、先ほど提案者の森井議員の方からも、1年間のいろいろな資料を全部収集して、その中で引用させてもらったというようなこともありましたのであれなのですけれども、ただ、この北海道新聞なり小樽ジャーナルの記事を見ますと、いかんせん我が党には一

切取材にも来ないというような状況もありましたので、そういうことを、憶測の中で書かれた部分もあるのかなというような形もありますので、その辺のことは、とりあえずこの次の機会に申し出なりいろいろしていきたいと思えますけれども、何で新聞を引用されたのか、まずその辺を聞いていきたいと思えます。

森井議員

私、提案説明をつくらせていただくときに、市民感情というものを何かしらの形で表現をしなければならないと思っていました。それは、私の中で文章を書くと、どうしても自分の言葉であったりとか、自分の私見だったりとか、そういうような状況になり得るのではないかと。つまりは、自分自身がまちの中で聞いたことだったりとかというの、それぞれの議員の方々が当然されていますし、その聞いているお話が時には同じだったり違ったりというのがあるのではないかと思っていました。それを一つくくるといような形において、マスコミ、新聞記者であったりとかという、テレビであったりとか、そういうような部分で取り上げている部分がこれだけありまして、そのうちの一部でしかなかったのですけれども、それが一つの声につながっている部分があるのかというふうにして引用させていただきました。当然この中においても、先ほどもお話が出たように、北海道新聞社と小樽ジャーナルというお話もありますが、それ以外のところでも取り上げていますし、一つのそういう部分が今後の議会における市民の反応というか、一つではないかということから一部取り上げさせていただいたと、そういう経緯であります。

見楚谷委員

確かに我々もまちを歩くなり、自分の後援会なりの中で、この議員定数に関してはいろいろ議論もしています。その中で下げれば下げたほどいいのではないかという意見も確かにあります。もう今なら 20 名でいいのではないかと、逆に言えば足りないのではないかという意見もあります。ですから、それは自分の中でもって今、議会としてどう対応できるのかなということ考えたときに、実際問題、14 年のときの委員長をさせてもらいましたけれども、そのときに 4 名減、マイナス 4 ということで、実際の法定上限数よりも二つそのときは減にした。今回は、さらに二つ減にしてというのが 25 号なのですけれども、そのような形の中で、24 号のマイナス 4 名の部分で、その根拠というか、いろいろあるのでしょうかけれども、そこら辺の部分が地方自治法の 91 条とのかかわりの中で 28 というふうにしたのが、どうも我々は解せないのです。逆に言ったら、提案説明の中で、先ほど古沢委員の方からも言われましたけれども、実際 10 万人都市の 5 都市の平均が 4,880 だといったときには、はっきり言って私は 26 で来るのかなと思ったのです。その辺のことがどうも理解できないと思うのです。その辺をちょっと。

大橋議員

まず、先ほどの 91 条との関係の問題につきましては、いわゆる私どもの方は下限数とか数を示しているものではないという解釈をしていますので、それで御理解いただきたいと思えます。

ただ、28 の人数が適当であるかどうかという部分につきましては、これは見楚谷委員がおっしゃっているように、私どももまちの中をいろいろ歩いたり、いろいろな方から意見を寄せられます。そのときは非常に厳しい意見が多くて、先ほど言いましたように、経済界の方々からも、もう一挙に 20 ぐらいにしまえだとか、そういう意見はあります。ただ、そういうものに対しては、我々も結局議会という中で生きている人間でありますから、要はただ減らせばいいとか、そういうようなたぐいの話ではないだろうと、そう思っています。ですから、あとは結局どういう基準でやっていくかという形の中で、おのおのにおける基準というものを拾っていくわけでありまして、我々先ほど言いました人数、根拠にしている数字からいって 26 でもいいのではないかと、それも一つの正論であろうと思っております。実際問題、26 で提案できるのであれば、その方がよかったのだろうと思えますけれども、ただ減員幅が多すぎるという判断の下に 28 という数字に落ち着いたというふうにご理解いただければと思えます。

見楚谷委員

いや、そのお答えであれば、要するに市民の皆さん方が言われているいろいろな御意見の中で、やはり今小樽の

議会が少ないのをもっともっと少なくした方がいいということとは反対だと思うのです。逆に市民の皆さん方が、今の議会というものは、さっき言われたように極端な例が半分にしてもいいとか、24 でもいいとか 20 でもいいとかという話でいくと、いろいろな方々、いろいろな話をされています。それであれば、逆に今言ったように、24 号の提案説明の中で示された 4,880 という、これもちょっとあまり定かではないですけども、それが一つの基準ということになると、私は逆に言ったら 26 で提案されるのが当然の話であって、先ほど佐藤議員の方からも 5,000 人という話が出ましたね。これは 10 年ですか、14 年のときも同じような形の中で、自分は 5,000 人が基準だよという話、これも根拠のない話だと思うのです。ただ、あくまでも一つのくくりの中で 5,000 人という話をされているのだと思うのですけれども、逆に言ったら 4,880 ということを出しながら、この 5,000 人という一つの大きくくりの中では数の遊びというのか、数字合わせというのか、そんなふうにししか見てとれないのだけれども、その辺はどうですか。

高橋議員

数字の根拠ということでお話ありましたけれども、他都市の例を比べてずっと議論をしてきました。それで、では小樽市の場合はどうだったのかということも調べてみました。昭和 22 年以降ずっと 4 年ごとに選挙が行われてきたわけですけども、一番人口があったのが昭和 38 年、1 人当たり 5,169 人という数字があります。この前後も、昭和 34 年、昭和 42 年も 5,100 人台ということで数字が出ております。それから、昭和 62 年に定数が 40 から 36 に変わりました。そのときには 4,789 人ということで、こういう数字が実際に小樽の実態としてあります。この一番負担が少なかった 5,169 人という数字と、それから定数が変わって 4,789 人という数字を平均しますと 4,979 人、先ほど佐藤議員が言われていた 5,000 人という、そういう根拠になるわけです。ですから、私どもは 14 万という設定で、これで割ると 28.1 人ということになりますので、他都市だけではなくて、本市の状況の実態も見た上で数字を出したということで御理解願いたいと思います。

見楚谷委員

そうすると、先ほど言った 4,880 というのが、逆にまた根拠がないのかなという。要するに、今までの小樽市の選挙をずっとくぐってきた中で今おおむね 5,000 弱で 1 人というような形、かえってその方が我々はわかりやすかったのかなという気がするのですよ、説明するには。

佐藤議員

数字の話はいろいろな根拠を持たなければいけないので、難しいお話で、たぶん自民党は自民党の根拠があるし、共産党もさっき言ったとおり根拠があると思うのですけれども、これは平成 14 年に 2 人減らして、それからまた今回 4 人と提案しているわけですから、もう本当に激減というか最大幅だと思うのです。本当は 26 でも出したい部分もあるのだけれども、けれども本当にこの 4 年間で 8 人減らすということ以上に、今の状況の中で減らせるかというところ、ここが最下限の一番厳しいところではないかと。そういう意味では、私たちも含めてどうなるかわかりませぬけれども、28 人という数字、これ以下にはなりようがないという数字も一つはあると思います。

見楚谷委員

今の 28 名というのが、まあまあ 24 号を出した皆さん方の数字の根拠だということで。そうすると、地方自治法の中にもうたわれている 91 条の 2 項ですね、先ども最後は北野委員の方からもいろいろお話がありましたけれども、10 万から 20 万までが上限が 34、それから 5 万から 10 万が 30 という形で、今、要するに一応地方自治法という法律の中で、これは設定されているというようなことでくると、それはやはり我々は議員として、ある程度遵守していかなければだめなのではないかなという気がするのです。上限は確かに定められています。けれども、下の方はいくら下げてもいいという話は、先ほどはそうはならないけどもという話はされていましたけれども、やはりそういう部分で、5 から 10 までの 30 というものが設定されているということになると、やはりその辺のことも考えなければいけないのではないかなという気がするのですけれども、どうですか。

佐藤議員

先ほど答弁要らないと言うから、言わなかったのだけれども、そういうくくりでは全くないのですね。5 万から 10 万まで 30 人、10 万から 20 万は 34 と。だから、30 から 34 の間で決めなければいけないのだと。そうすると、全国の市というのは、ほとんど違反している。大体 10 万から 20 万の平均がさっき言った 27.5 です。今、ほとんどの市が全部違反しているということになります。では、そういうことに対して何の罰則もないのかと、それではおかしいのかということになるわけです。ですから、そういう考え方で全国の市町村は議員の削減をしているし、私たちもそういう考え方で削減することが妥当だと思っております。

見楚谷委員

確かに本市を含めまして、もう相当数の削減がされています。これはいろいろ我々も視察等に行かせていただいてそういうもののお話も聞いていますし、いろいろな状況も見えています。しかし、実際に例えば行政区域ですとか、いろいろな状況がやはりあるわけですね。特に本州の場合は、行政区域というのは小さいのです。そういう中で議員定数というのをある程度皆さん方で決めてきている。それは当然理解できます。ただ、小樽市議会みたいにある程度これ大変な幅の行政区域を持っている。特に職員なんかでも、実際はもう少し減らしてもいいような部分もあるのですけれども、行政区域が広いばかりに減られないという部分があるのです。だから、そういうこともやはり我々議会としても考えていかなければならないと思うのですけれども、その辺はどうですか。

佐藤議員

行政区域の範囲内でこれをもし議論するとしたら、別海町とかああいうところになったら大変な議員の数になってしまうわけです。ですから、広さではないと私は思うのです。一つの基本としてやはり人口があるのではないかと。人口によって収入も変わってくるし、支出も変わってくるし、サービスも変わってくるし。だから、市の基本というのは人口であると。人口に立脚した上で考えていかなければいけない。行政区域で考えたら広いところは大変なことになるのです。

見楚谷委員

いや、確かにそれは言えるのです。言えるのだけれども、実際に人口と行政区域等も考えながら、やはり連動するものだと思っております。ですから、結局ただ 4 人減で 28 というものに関して、そうなのかなという、納得できないのです、はっきり言うと。ですから、今言いましたように、地方自治法がきちんとした上限数を決めてあるわけですから、確かに今言われたように、いろいろな面で下回っているのが多いです。多いですけれども、小樽の議会として、やはりそこまでの歯止めみたいなものは必要なのではないのかなという気がするのです。確かに市民の皆さん方の意見、これは重視しなければいけないです。ただ、議会としてどうなのだろうと。要するに活性化という形の中で今までもいろいろな議論をされてきました。前回の 14 年の議員定数のときにも、いろいろな角度から議論をしてきたわけですね。そういう面の中では、28 に落とす、4 人減にするというのは、ちょっと議会としては無謀、乱暴ではないのかなという気がするのですけれども、どうですか。

佐藤議員

私が提案した 10 年のときも活性化ということでやってきまして、いろいろと変えましたけれども、議員にとってやはり一番厳しいのは選挙だと思うのです。選挙にどう勝ち抜いていくかということが、これはやはり議員として 4 年に 1 回、市民の負託を受けて、そして洗礼を浴びるということでは、選挙をくぐっていかねばいけない。ただ、今、私たちのやってきた選挙というのは、3 名から 4 名しか落ちない選挙をずっとやってきました。それも大変かもしれませんが、本来やはり市民の皆さんにふだんの活動とか議員の資質とか、すべてを見ていただくためには、もうちょっと狭い門でもいいのではないかと。そういう意味では、もっと厳しいところに触れていくということも議員の資質ではないか。それも一つありますし、自民党が 30 という、どういう根拠で出たのかわかりませんが、そういうふうにした考え方もあります。私たちはやはり最大限市民の声が一番 28 というのが多

いのだから、28 にしていこうという考えもありますから、最終的にはやはり市民の皆さんに決めていただくしかないだろうと、そう思っております。

見楚谷委員

今その 28 の声が多いというのはちょっと納得できないのですけれども、逆に言ったら、何回も言いますが、もっともっと下げろという声の方が大きいわけですよ。市民の皆さん方からいろいろな提案なんかもありますけれども、それを見ても、それこそ半分にせいなんていうのが結構あるのです。ですから、28 という数がそこで出るといことはないと思うのですけれども、ただ、大まかで計算していったらそうなるかもしれませんが、実際に市民の声が 28 だよということはないので、だから、その辺のことはちょっとお間違えにならない方がいいのかなという気がします。

佐藤議員

確かに今日、書類配布されて、20 でもいいとか、半分でもいいとかという話も出てきましたけれども、正式な意味で陳情が出ているのは 28 です。そういう意味では、市民の声の正式な声は 28 で出ていると、私はそのぐらいしかないと、議会に出ているのは。

見楚谷委員

あと、この提案理由の中からはいいますと、先ほど古沢委員の方から細かい質疑をされていますので、私の方もいろいろ考えてあったのですけれども、ほとんど出尽くしてしまったかなという感じがするのです。ただ、今、選挙、4 年に 1 回の選挙、確かに議員としてのこれは皆さん方に 1 期 4 年間で議員がどんな活動をして、どういうふうに議会議員としてやってきたかということは、これをやはり見てもらうと。それを負託をするかしないかというのを決めてもらうという大事な選挙ですから。ですから、これは今、佐藤議員が言われたように、それはそうだと思うのです。けれども、今言ったような、要するに議会として、襟を正しながら市民の皆さん方の声を吸い上げていく、そういう形の中でいったときに、数は 28 がいいのか、30 がいいのか、現行がいいのかということ、これはこれからのことですが、ただ、やはり我々議員として、出されたその 28 というのが、どうもまだすんと落ちてこない。その辺のことがあるものですから、今いろいろ質問させてもらっているのですけれども、ただ、私どもはやはり地方自治法というのを、もう何回も言いますが、これはやはり一つの基準でないかなと。親法は憲法ですけれどもね。それをやはりきちんと守りながら、それを一つの制度として考えていかなければならないのではないかなと私は思っているのです。ですから、今の 30 も、要するに 5 から 10 の間の上限が 30 ですから、それがいいか悪いかはわかりませんが、28 というものに関しては、どうもやはり納得できないということなのです。だから、もう少し、明日もありますから、明日は我が党が一番初めですから、もう少し質問も整理しながらやらせていただきたいと思っておりますけれども、その辺のことを考えながら、今晚寝ないで考えます。ということで、質問を終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

共産党の北野委員から、市政全般にわたって厳しく指摘を受けました。私ども議員として、小樽の今の財政、3 年前からですか、赤字再建団体ということをや非常に厳しく受け止められて、財政が執行されております。大変残念ながら、深刻な人口減少に歯止めのかからない現状、また、危機的な財政のあり方、また、御商売されている方が、産業・経済低迷等々、特に丸井の小樽からの撤退をはじめ、特にこの小樽は少子高齢化の先進都市ともいわれる非常に厳しいこの現状です。長い間私も議員をしまして、非常に責任の一端は論をまつものではありません、本当に。

非常に今回、こういう議会の中で各会派代表による、議会費の節減、削減による見直しの検討委員会が第 8 回にわたって座長である佐野副議長の下で議論されてきました。大変この見直しの検討会議の冒頭から、各党の態度表明がこの 4 月 29 日の財政再建に関する市議会の検討会議、私ども平成会は、ここでこの議員の報酬、期末手当、それから視察旅費、出席費用弁償、政務調査費、議員の定数問題、これはやはり今の小樽市の財政を考えると見直しを図るべきだと、そういう考えの下で今回こういう検討会議も、8 回にわたるこの会議を続けてきました。非常に残念ながら、各会派の考え方が異なりまして、今回こういう議員提案という、28、そして 30、そしてまた現状維持という各会派の考え方がこのように、特に議員同士がこのような形で議論するというのは、非常に私は変則というか、残念ながらというか、今日いろいろと共産党の方、また、自民党の方の考え方もいろいろあります。こういう形でやはり議論をされるというのは、非常にはっきり言ひまして残念だなと。もっと議会で議長の下で何とか同意できるような検討会議ではなかったのかなとは思いますが。そういう考え方で議員がやはりみずから率先して今の市民の意向、これ市民の意向をいろいろな形でマスコミ、また、いろいろな面で非常に厳しく受け止めているからこそ、マスコミがこれだけ取り上げられている現状ということも私は認識はしております。

ですから、何とかやはり各会派の皆さん方に、私、前にいた会派なのですけれども、大先輩の立派な議員がおりました。議員の報酬の見直しのおきにはっきり、小林君、議員はそういう歳費を、報酬を考えながら議員になっていたのでは、そういうことはよくないということをお先輩議員も議員会の中で話しておりました。当時のことと今の議員の年齢を考えると、それを職業にしている議員の方もおられるかもしれませんけれども、やはり以前はそういう議員というのは、市民の皆さん方にいかに行政に参画をして、市民の声、市民の意向をしっかりとこたえていかなければならないなというのは、私は今でもそういう先輩議員の教えを守っているつもりでいます。

ですから、市民の皆さんの考え方が今いかにどうであるかということを含めて、私ども平成会の数というのです、いろいろなやりとりは聞いて、今日傍聴された皆さん方もおります。それとまた、市民から議員の定数 28 という陳情も出ています。いろいろな各会派の考え方でその数はどうこうあると思うのですけれども、何とか全会派一致でやはり市民の負託にこたえていかなければならないなと考えています。

また、今、細い数字の点で上野委員の方からまた質問があるかと思ひますけれども、平成会の考え方、過去の議員はこうあるべきだ、みずから率先して議員は市民にこたえていかなければならないということをお、ここで強く皆さん方をお願いして、私の見解というのですか、終わらせていただいて、続けます。

-----  
上野委員

提案理由の「急激な変化」の意味について

25 号につきまして、二、三点お尋ねします。25 号の提案理由の中に、議員定数のこと、40 名を 1 割減の 36 名にしたということは、これはかなり長く 4 期ぐらいやっていたのですか、私そのころ議員でございませぬのでちょっと 4 期か 3 期かの部分わかりませぬが、そして 36 を 32 にした段階で、私がちょうど立候補したときに 32 になったということも、そういうことは私承知しております。このことについて議員提案の中で 1 回の選挙しかくぐっていないという、そういう理由で急激な変化を避けると書いているのですね、そういうふうになっている。そういうこの中には、1 回だから、まずもう一回いいのではないかとというようなことを言っていると思うのですけれども、仕方ないからもう一度この数でやるべきだと。数というのは、急激に 4 人減らさないで 2 減でいいのではないかと。ということは、将来というか、まだ議員の数の削減というものがこれに含まれているかいないかということをおちょっと。

大竹議員

今おっしゃられたことなのですけれども、「平成 15 年に削減して以来一度の選挙しかくぐっていないこともあり、急激な変化を避け」ということなのです。と申しますのは、やはり市民にもいろいろあるだろうし、先ほど共産党から言われた部分もあります。極端に言ひますと半分には減らせということがあっても、そんなことではないだ

ろうということは、議会をやっている人間としては当然考えるべきことだと思っておりますので。それで、今、一度しかくぐっていないということで4減というようなこと、あるいは6減というようなことより、次の選挙の中で2減をした30という、前も2減、その後も2減という、そういう形の中で判断していただくということから、この数字を出したということなのです。

それと、先ほど小林委員からいろいろ言われてきた中で、私が議会活性化委員会の方と一緒に自民党として2人で出ていたわけですが、その当時から、今の話とちょっと違うと思うのですが、先輩としていろいろ私も言われました。海外視察をするべきだという話もどんどん出ましたし、あるいは報酬を引き上げるべきだというような話が持論としてどんどん出てきたというのが先輩だったと思いました。

(「私の質問ですから、私の質問に教えてください」と呼ぶ者あり)

ところが、どうも何かその辺が内容として、言われたことについてはそういうふうに思っています。

上野委員

ただいま言ったのは私の質問でございますので、小林さんはもうその前にやっていますので。

これに提案している2と、それから4というのが本当に急激な変化なのかということがちょっと理解に、私自身は2が4になることが、2が10になれば急激ですが、2が4というのはどうして急激かという、こういうふうに提案されているか、ちょっともう一度お願いいたします。

(「ちょっと待って議事進行」と呼ぶ者あり)

私の質問をまず先にさせてください。

大竹議員

今までの流れの中で、一つの流れの中であった中で、多数から減らす場合にはそれなりになると思いますけれども、今、91条の2項の中で言われている数から見ても、ある程度やはりその辺の意見が述べられるチャンスも与えるべきだということが当然あるかと思えます。そういうことを考えますと、「急激な変化を避け」というのは、我々は議会、私ももう11年ぐらいになりますけれども、そういう中でいろいろ運営していくに当たって感じるから、そのように言うことでありますし、うちの議員の中には、まだまだ期数の多い方もあります。そういう中で考えた一つの急激なということを避けるという意味がそこにあるかと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

小林委員

せっかく私の名前が出ましたので、ちょっとお答えをしたいと思えます。

今回の財政再建は、これは非常に厳しい財政は御承知だと思います。私も議員をして24年ですからね。それは、当時は確かに議員の視察はやっていました。それから、議員報酬を上げた場合もありました。これは当然、過去はそういうことはあったと思えます。ですから、私の考え、平成会の考え方としては、こういう財政の厳しいときは、議員みずから範を示さなければならないという考え方なのです。それで、赤字再建団体になったら、先日の高橋議員の市長答弁に、「本市が赤字再建団体に転落した場合、国の管理下に置かれる」ということなのです、これ。それから、「職員給与の削減や単独事業の全面的な見直し、それから市が単独で行っている施策、事業の休止・廃止などが想定されます」と。これは、だからもう大変な状況になるから、私どもは議会がみずから市民に範を示さなければならないというのが、先ほどの私の考え方です。

(「小林さん、3年前だよ。片方で議員削れと言って、片方で歳費上げると騒いだのは」と呼ぶ者あり)

(「質問されたからなのです」と呼ぶ者あり)

(「質問ではない」と呼ぶ者あり)

上野委員

先ほどから。

(「今のは議事進行か」と呼ぶ者あり)

(「それはちょっと間に入って議事進行したから認めて」と呼ぶ者あり)

(「答弁ではなくして」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

他都市との比較について

先ほどから上限の数とか、その後 32 から 34 がいいのではないかという、いろいろ私もそういう面であり、まだまだ新人でございますので、深い研究はしていませんけれども、先ほどから北海道の事例がたくさん出ていまして、私も全国どういうふうになっているのかなというふうな形で、他都市を調べさせてもらって、大変数字が論議の、こういうふうに論議をしていて何でこんなに違うことを全国でやっているのかと。例えば、12 万 9,000 の市が議員 17 人というところもあるのですよ。それから、12 万 8,000 で 20 人だと。それから、22 万 1,000 の市が 30 人とか、まあ行政規模もあります、それも含めて。けれども、市は市ですからね。先ほど見楚谷委員が言ったのも、それも含めてそういうのがあるということを行っているのです。それ、まあ私の質問ですから。

(「自分たちの基準はどうなのかなということ自分で言っているみたいなものだ」と呼ぶ者あり)

そういうことが全国にもいろいろ事例があるわけでございます。ですから、私としましては、やはりその市その市の状況を把握しながら、この議員の数ということをやっていかなければいけないのだと。我々もいろいろ、会派としては 5 人の会派でございますけれども、どうするというのを論議しました、一生懸命どういう数がいいかと。その結果、我々は 28 というふうに提言の会派になりましたけれども、そういうことも含めて、他の都市とあまり比較はしたくないのですけれども、そのような形でずっと先ほども論議になっていますので、そういうことも含めて、私はそういうような感じを持って質問させていただきます。これにつきましてはどうですか、うちの会も。24 号を提案した方について何かあったら、まあ同じ人に質問しても。

(「応援ベンチの中かい、遠慮なく」と呼ぶ者あり)

どうですか、24 号を提案した方。

(「基準が甘すぎると質問しているのだから、答えなさい、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

高橋議員

御指名ですから。やはり我々としては、市民の意見をよく聞く、全くそのとおりだと思います。市民の意向を考えますと、やはり厳しいこの社会現状の中で、いろいろと民間の方がリストラされたり、また、行政としても職員を削減したり、それから職員の歳費を下げたりということをしています。議員も報酬を 5 パーセント下げましたけれども、みずからの選挙がある中で定数を削減するという、身を切るという、議員みずからが範を示すという、そういう姿勢は大事ななということは、全くそのとおりだと思います。ですから、私たちは、いろいろ数字を出してきましたけれども、やはり先ほど言ったように約 5,000 人という、そういう基準、判断から考えますと、やはり 28 が妥当だろうと思いましたがけれども。

(「4,880 と提案しているのだから。何なのさ、あんたたち」と呼ぶ者あり)

先ほども言いましたように小樽市内の実態を考えますと、やはり一番市民の負担の少なかった部分というのは、5,000 人台ですから、そういう意味で考えれば 28 人という数字が妥当だということで私たちは提案しましたので、よろしく願いいたします。

(「よくわかりました」と呼ぶ者あり)

上野委員

これで終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党の質疑に移します。

秋山委員

議案第 25 号の 30 名減の提案根拠について

ただいま平成会の上野委員も質問いたしました。ちょっと同じ部分で疑問に感じますので、再度 25 号の提案者にお伺いしたいと思います。

今回の削減に対して 1 回しか選挙をくぐっていないから 2 名でいいという、これ説得力に欠けるのですけれども、再度御説明願いたいと思います。

大竹議員

数については、これほとんど決められないのですよ。説得力があるとかないとかという話ではないと思うのです。ですから、我々はあくまでも一つのやり方としてこうあります。説得力の話をしめすと、28 も 20 も 34 もないのです。34 はありますよ、32 はないのです。そういうようなことだと思っておりますので、説得力があるとかないとかいうことでなくて、私たちはやはり自民党という形の中で 13 名の議員、これはそれぞれの中で選ばれてきた自分の数がございまして、自分たちの中で、より多くの市民に推されてきているということもあるのです。そういう中で考えた中で、急激なものではなくて、2 減という形の中で 2 回目の選挙をまた 2 名減らしたけれども、どうだろうかということをお伺いということでそれを言っているのでありまして、説得力があるとかないとかというのは、これは選挙民が判断することだと私は思います。

秋山委員

先ほどもありましたが、「急激な変化」、4 名は急激で 2 名は急激でないのかという部分と、1 度目の選挙で 2 名、2 度目をくぐると 4 名になるのか、3 度目をくぐると何名になるのかということで、この 30 名とする根拠という部分が、やはり数値的には市民に納得がいかないのではないかなと思います。

また、先ほど自民党からの質問の中に、20 名でもいいという声もあるというふうにおっしゃってありました。多くの市民は、やはり今現状の 32 名より自分方の思う数値に近ければ近いほどいいという考えが多いのではないかなと思います。この件に関してどうですか。

大竹議員

住民の皆さんにはいろいろな考えがあるわけです。そういう中であらうとするものは今いろいろ聞いています。そういう中であるのは、ろくに仕事をしないのに 34 人も必要ないという考えがあります。ついでに報酬も減らせと、こういう考えもあるのです。あるいは責任を持って職務を果たすのであれば 34 人でいいという考えもあるのです。それと、少数意見も取り入れるためには定数を減らすべきでないという考えもあるのです。それで思い切り減らして半分でもよい、そのかわり議員に専念できる報酬を大幅に増額するべきだと、そういう話もあるのです。そのほかに、人数は多くてもよいが、住民ボランティアで無報酬でやるべきだという話もあるのですよ。そのほかに、若手新人を立候補しやすいようにするためには削減は控えるべきだという話もあるのです。これは、だからいろいろな意見があるのです。そうすると、いろいろな意見の中を、皆自分が言った数字が正しいと思っているかもしれないけれども、違う人間からしたら違うわけですよ。ですから、それをやはり選挙という形の中で問わなければならない、我々が問うということは、そういうことだと思うのです。そういう中で頑張っていかなければならないという思いで私らはおります。

秋山委員

先ほど小樽市が財政危機に陥ったと。数値、さらにさまざまな小樽市の政策に対する今日までの経過をる説明しまして自党の主張をしておりますが、こうした議論が市民の負託にこたえることになるのか。また、いくら自

党の主張を繰り返しても、現実には横たわる小樽市の厳しい状況は変化しないと思いますし、また、むしろ多くの市民の目から見たときに、だから何なのという理解に苦しむ議論に対して、小樽市のホームページに寄せられたメールに、一市民から「市民は空虚な議論をしている議員を養っているわけにいかない」という厳しい声も出ているのでないかなと思います。こうした市民の声をどう受け止めるのか。また、市民と議会のパイプが細くなるという、だから定数削減はすべきでないという声もありますが、今、25号を提出されている方は、30名が市民とのパイプ、行政とのパイプ、一番いい太さというふうに考えているのか、お答え願います。

大竹議員

地方議会の中で議員生活をするに当たって、確かにパイプが太ければいいという話もあります。でも、住民とのパイプが太ければそれでいいのかという話ではないと思うのです。先に向けて政策をきちっとできるような形の中で、将来展望をできるような形で議論すべきだというのが議会だと思うのです。

それと、選挙で選ばれてくるといのは、住民自治という形の中、それから議会というは集団自治の中でもって団体自治という形の中で物事が行われているわけです。そこをよく理解した中で物事をしないといけないのが、今特に言われていることだと私は思っています。

秋山委員

だから30名になるという部分も、ちょっと私としては納得できないというのが思いです。

大竹議員

いずれにしましても、うちの30にしましても、28にしましても、では数字に根拠があるかといったら、いずれもないわけです。実際問題、あるかないか、それを判断してくれることによって、私たち議員としてありますし、小樽市議会があるのですから。単に数字を言って、それが根拠があるからこうだという話にはならないのが議員定数の数字だと私は思っています。

-----  
斉藤(陽)委員

2名減に対する考え方について

30にあまり根拠がないので28も根拠がないという、そういうことにはならないと思うのです。議案第25号の提案者の方にお伺いをしたいと思いますけれども、対人口比ということで考えれば、先ほどの高橋議員が説明されたところが一番わかりやすいといえますか、説得力があるのかなというふうに考えますけれども、1回しか選挙をくぐっていない、だから2減なのだというさっきの御説明ですが、非常に今人口減が小樽市は急速に進むという状態の中で、この急速な人口減に対して議会も対応しなければならない、急いで対応しなければならないのだという観点が必要なのではないか。あまりに急激だから2減なのだという、先ほどの説明で2減にもう一回、様子を見てみたいというふうにも聞こえたのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

大竹議員

先ほども何回も説明しているのですけれども、数というのについては、議員定数の数、これについては、それぞれの思いの中で言っていると思うのです。先ほども28の提案者の方から数字が4,800幾らですか、それでいくとその数字にならないわけですよ。根拠としてそれを言ったときには、ならないにもかかわらず28だと。でも、26ではないというようなことがありましたね。ですから、数字というのはそんなものだとは私思っているのです。ですから、我々は30という数字をもって選挙という中で、どうですかという問い方をしたいと言っているのが、この30なのです。それがベストだという思いは持っていません。問いかけるという思いで出そうと思っているのがこの30でございます。

斉藤(陽)委員

数字の根拠は、はっきり言って明確な根拠はないのだというようなことを認められているように聞こえるのです

が、我々は基本的にやはり議案として提案をされるのであれば、それだけの裏づけというものはきちんと持っていていただきたいというふうには考えております。

(「めっちゃくちゃな基準を言うよりいいのでないか」と呼ぶ者あり)

議員定数の削減問題の考え方について

現状を変えなくてもいいと。32 のままでいいのだという主張をされている会派もあるわけですが、そういった主張について、それぞれの 24 号、25 号の提案者の方にお考えをお聞きしたいなと思うわけですが、先ほど北野委員が示されましたある会派の発行されている宣伝文書で。

(「共産党だぞ、北野って共産党だから」と呼ぶ者あり)

(「ある会派でないから」と呼ぶ者あり)

その中で「議員定数の削減問題を考える」という内容で、「自民党・公明党の小泉内閣が地方財政切捨てを進めている中で、今、地方議会が住民に負担をかぶせることは当たり前と、そういう立場に立つのか。また、それとも、これと闘って財源を確保し、地方自治体が本来の仕事である住民福祉を守る立場に立つよう力を尽くすのが問われています」、こういう問題の立て方で、この議員定数の削減問題を考えておられるようなのですが、これは非常にあまりにも一方的な見方だと思うわけですが、

(「うちに対する質問」と呼ぶ者あり)

(「提案者に対してです」と呼ぶ者あり)

提案者です。24、25 号のそれぞれの提案者はどのようにお考えか。

森井議員

私たちは提案させていただいたとおりで、つまりは人口等で幾つかお話をさせていただきました。それにおいて私たちは 28 と。自民の方は 30 というお話だったと思います。今日も途中、北野委員から財政の問題いろいろ出されましたが、この財政というものにおける論を持っているのは、我々平成会や公明党ではなくて共産党の方だと思うのです。その共産党がそういう財政においてというお話をされている中で、32 というお話をされているというふうに私は見えています。本来であれば 32 というのは現状維持ですから、提案説明というか、議案という形では出てはきませんが、本来であればその 32 である、この財政状況の中でという論を語っている共産党の中で 32 であるということを実は本来だったら何かしらの形で提案をされ、皆さんに説明をするべきが本来ではないかと思っております。

(「いやいや、答弁権ないのをいいことに、そういうやりとりしないでくれよ」と呼ぶ者あり)

(「議事進行、今、言おうとした」と呼ぶ者あり)

大竹議員

議員定数については、以前から何回も申し上げておりますけれども、2000 年度地方分権という中で、地方の問題は地方の中でやっていかなければならないよという一つの国の決めの中でもって今やっているわけです。そういう中で地方分権の中でやってきたときに、みずから数字も決めていかなければならない。そうしたときに、我々は、やはり自分たちの 13 人おります議員のそれぞれの支持者の中でもってどうかというものも含めて、30 という形の中でいく方がいいのではないのということがあるので、今回こういう話をしたわけです。やはり我々は、数という形の中で市民の多くの意見を聞きながらということがあります。そういう中で、先ほどからいろいろなものがあるのは、それはその考えでございます。うちはうちらです。そういう中でもって提案していくのが議員提案だと思っております。

(「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり)

北野委員

共産党の北野ですが、先ほど私の名前も出たし、それから先ほど質問の中で展開した財政論にかかわっていろいろお話あったので、古沢委員が今言ったように、私どもは提案者でないからお答えする立場にはないのだけ

れども、一方的に言われて黙っているわけにはいきませんから、私どもの見解を言っておきます。

斉藤陽一良委員が言われたとおり、国から、このところ三位一体改革の名の下に地方財政がどんどん削られている。いいですか。これ削っているのは小泉内閣ですから、その与党の自民党と公明党であることは、これ事実なのです。けれども、先ほど展開したように、全国の知事会、それから全国の市長会、町村会、それに都道府県議長会、市議会議長会、町村議長会、この六団体は、政府のこういう地方財政削減は、住民にしわ寄せをするからだめだと言っているのです。だから、谷垣財務大臣は平成 17 年度の予算編成に当たって 16 年度に続いて 3 兆円も地方交付税を削減しようとしたことは、六団体の猛反対に遭ってやめたのです。だから、今、党派を超えて頑張れば、地方財政を守る、そういう条件があるのだということを私どもは先ほど紹介したわけなのです。

だから、16 年度 14 億円、17 年度で 15 億円ですよ、削られたと。このことによって市民の皆さんにどんな迷惑がかりましたか。ふれあいバスの有料化で先ほど紹介したように 3 億 1,741 万円、これは中央バスの調査です。ふれあいバスを利用した人が 100 円のコインを入れた総額が 3 億 1,741 万円。ごみの袋、今年 4 月から有料になりました。この袋を買う値段、1 年間の総額が 3 億 6,000 万円。下水道の使用料の減免制度の廃止で 1 億 800 万円。小樽市独自の弱者に対する医療費の助成を廃止することによって 1 億 3,210 万円。

(「それ先ほど何回も聞いたからいいではないですか」と呼ぶ者あり)

こういう、その他もろもろで市民の皆さんに 20 億円以上の負担をかぶせているのです。こういうことになるから、政府のいう地方財政削減を今、超党派の力を合わせて地方六団体と力を合わせてやれば、防ぐ可能性があるから、そういうことをやろうではないかというのが共産党の提案なのです。単に共産党でないですよ。全国知事会、さっき言った六団体がこの点では一致しているのですから。

だから、そういうことを秋山委員の話を知っていたら、そういうことをある党派は、党派はと言って、共産党と書いていないけれども、そういうことを言うのが何か空虚な、そういう議論であるかのように言って、市のホームページに共産党のような議論をするから先ほど投稿あったようなことに言っているけれども、話が逆だということだけは名譽のためにはっきり申し上げておきたい。

(発言する者あり)

議事進行です。

委員長

それでは、公明党の質疑に戻します。

斉藤(陽)委員

私が今質問していることは、要するに「自民党・公明党の小泉内閣が地方財政切捨てを進めている」という、こういう断定的な。

(「事実でしょう、削られているのだもの」と呼ぶ者あり)

それ自体がそういう問題の立て方でこの削減論議をしていいのかということをお聞きしたかったわけです。

(「だれに聞くのさ」と呼ぶ者あり)

(「提案者でしょう」と呼ぶ者あり)

提案者に聞こうと思ったのですが。

議員定数 34 名が妥当かどうかについて

次に移ります。

次に、その文書の中で言葉は私は納得しませんけれども、その文書の中ではマイカルと書いているのですが、マイカルが財政難の原因だということを目指して、その上で人口に応じた議員数というならば自治法に従って決めるべきだというふうに文書でうたっているわけですね。自治法の 91 条を引用して、その第 2 項の表の中で、いかにもこの 34 が妥当なのだ、34 が一番いいのだということを非常に強調して、

(発言する者あり)

(「最後まで聞いてください」と呼ぶ者あり)

条文上は、きちんとそこに明記されているのですけれども、その文書の中にも書いてあるのですが、「超えない範囲内で条例で定める」という、自分も書いているわけですね、その表を。それでありながら、条例で定めることに何の問題もないにもかかわらず、いかにも 34 が一番いいという、条例に従って決めるべきだという表現になっているわけですが。

(「この質問のやり方はフェアでないよ」と呼ぶ者あり)

(「また議事進行で言わなければならないな」と呼ぶ者あり)

このような。

(「言うだけ言って、いかがかという質問だ。そんな言い方だったらフェアでないでしょう」と呼ぶ者あり)

こういう提起の仕方といいますかね、それについては各 24 号、25 号の提案者はどのようにお考えですか。

(「議事進行。こんな一方的な話ないよ」と呼ぶ者あり)

(「我が党の見解を問われているのですよ、皆さんに」と呼ぶ者あり)

(「いや、ないならいいです」と呼ぶ者あり)

(「だって、佐藤さん、財政問題言ったら答える必要ないと言ったのだから」と呼ぶ者あり)

佐藤議員

まあ、決め方というのはいろいろありますから、各党の主張ではないですかね。そういうことです。

(「そのとおりです」と呼ぶ者あり)

大竹議員

マイカルの方がどうのこうのという話ありましたけれども、それについては財政問題で、先ほど申しましたように、いろいろなことがあろうかと思えます。ですから、それについて答えるつもりはございません。

ただ一つ、中央におきまして自公で、自民党と公明党が先ほど言われた形の中で、力を合わせながら日本の国をつくっていかうという中央があるのに、今回このように分かれたことは非常に残念です。

斉藤(陽)委員

市民の声にこたえることについて

多くの市民の声として使用料あるいは手数料の値上げ、また、職員給与がカットされるとかいろいろな痛みが小樽の中にたくさんあるわけですね。そういったこの痛みの中で、議会としても本当にその痛みを分かち合うべきだという意見があるのは当然のことではないかと思うのです。そういったことに対して議会としてこたえるという意味で、もう一度各提案者からその思いをそれぞれお聞きをして終わりたいと思います。

佐藤議員

私たちが思うのは、こういう形で議員提案する人方がこちらへ並んで、そして一方的に答弁できないぐらいなことを言われて被告者みたいなことを言われて、好きなことを言うわけでしょう。そして、共産党も民主党も自分たちで提案しないからと言って、だれも並ばないで自分たちの意見も聞かれないう。これはやはり公正ではないだろうと思いますよ。ですから、私は今回、質問でなくて質疑だよということでもって後世に残していこうと思って、そういう討論をしました。

(「佐藤さん、議員提案の回数だったら断トツにうちが多いのだよ」と呼ぶ者あり)

あれだって大変なことだと思いますよ。

それからもう一つ、やはり少し党利党略に流れすぎているのではないか。私は、本気になって自分が落ちるかもしれないけれども、だけど、やはり市民のためには何がいいのだということを考えていかなければいけない。自分

の党派が減るから減らさないとか、あるいは自分の党派において私が危ないから減らさないとかということではないだろう。やはりこの小樽のために本気になって闘う人間が何人になっても私は闘っていくのだという決意の下に、やはり最小限の数で立派な議会をつくっていくことが大事だと、そう思っておりますので、28 に賛成してください。

大竹議員

今の質問ですけれども、提案理由の説明を見ていただければ、聞いていただいたらわかると思うのです。言っているのですよ。「小樽市を取り巻く財政状況は、皆様も御承知のとおり危機的な状況であり、議会としても何らかの施策をみずから講じるべきとの意見が市民より多く寄せられています」と。それから「小樽市の緊迫した財政状況を考えるとき、さらなる手だてが必要と思われるので」ということを言っているのではないですか。これ言っていないという話は何聞いたのですか。そういう思いがします。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

類似都市との比較について

1人しかいないから。その議論に入る前に、先ほど佐藤議員が提案しないという、こういうことですがけれども、これには経過があると。いわゆる財政検討会議、市議会の中で検討会議を重ねて、財政再建というか、これに向けて一定の数字を出そうと、こういうところでスタートをしたと思います。それで、いろいろその中で各党派の定数削減の考え方についてお互いに出し合ったのですけれども、我々の会派は2から4という数字を上げました。そういう中で、検討会議の中では生み出した金が17年度1,600万円、それから18年度に向けて2,000万円、トータル3,800万円の、財政再建に議会として生み出した。そのときに、うちの会派とすれば、少しずつ削るのがいいのか、総額を削る目標をつくって、そして出したらいいか。そのときの数字は会派の中でも5,000万円という数字が目標になって、それに向かってそれぞれ一定見込みのところを出したと、こういうことで私どもは押さえました。そういう中で、結果的には3,800万円の一定の2年越しの数字。それでいいのかということも含めて、議員定数の問題が特別委員会に付託されました。検討会議の中で一定の方向が出せれば、出せるという目標の中でやってきたということだと思っております。

そういうことはそれくらいにして。先ほどの議員提案の中で話を聞いていると、今回こういうふうに議論したというのは何年ぶりかです。私も活性化委員会の中にスタートしたときからいますけれども、テーマはいわゆる開かれた議会と、それから充実した審議と、そして議員の資質が問われるということで、テーマに迫っていったと思います。それが市民の中にどういうふうに映っていたかというのは、今こうやって振り返ってみればわかるのですけれども、やはり一番の市民が求めている部分というのは、議会で議論していることが市民にわかりやすいというか、そういうような議論を期待する部分があるのだと思います。

そういうことで結果的には目標額に達しないけれども、それを議員定数の削減においてどれだけの実績がつけられるのか、こういうふうに私どもは受け止めておりましたので、そういう点から考えると、これまでの議会活性化委員会を通しながら、それから議員の定数問題を議論する中では、定数はあるけれども、条例定数で小樽の場合には減らしてきたと、こういう実績がありますから、その延長線上で考えてみた場合に、どういうことなのかということを一つ言いました。そういう中で、一般的に常識的なことで考えれば、急激な部分ということもさきありましたがけれども、議員定数の問題については、すぐれて、これがみんなの全家庭にも配られていて、議員定数の問題は国勢調査の人口の割合になっていると。それから、地方交付税もさきやなかったけれども、人口に対して地方交付税が生まれていると、一般財源ですね。そういう形で縛られているということも、これありますから、人口の数字の置き方というのは、私は基本になっているのだと思います。

それで、ここから先の部分については、2 でまとまるということで、話の進行がいったわけだけれども、結局は財政検討会議はまとまらなかったと、こういう部分もありますので、それで私の方で今回数字の置き方、いろいろとあるのだらうと思いますけれども、さっきから類似都市の例が出ていますけれども、みんなで共通になって押さえることができるのは、私は人口と、それから議員定数と、それから一般会計、このところは軸ぶれがしないのだらうと思って、私の方でちょっと数字を引用させていただきました。

それを見ますと、類似都市の中で基本的に人口が近いとかというのではなくて、今現在 32 を定数にして動きをつけているところの市が小樽と帯広と苫小牧と、それから江別があるのです。そういうところで類似都市の中では小樽と帯広と苫小牧、このところが定数を今現在、それに対して人口とのあれは若干差がありますけれども、比べる場合にやはり基本になっている部分については一般会計だらうと思います。この部分が下がって、微調整はもちろんあると思いますけれども。これを類似した都市の中でちょっとはじいてきました。それによりますと、例えば帯広の場合で言いますと、それぞれに人口に減ったり上がったりしていますけれども、どんな定数の動き方をしているかということをちょっと比べてみました。そうすると、予算規模でこれから比例を出しました、この部分で。この部分で見ますと、一般会計で帯広の場合は約 730 億円、それに対して定数が 32 です。小樽の場合は一般会計で約 630 億円、こういう数字です。それに対して小樽の場合は、現状 32 になっていますので。そういうことで考えてみますと、帯広の 730 億円に対して 32 の定数、割り返しますと、小樽の 630 億円は約 27.6 という数字が出てきました。それから、帯広の場合は、これは予算、一般会計も同じで約 730 億円で、小樽の場合については 630 億円で、帯広の場合も 32 と。そのほか苫小牧も 32 という、その割合の比率からすると、これもまた 27.6 という数字が比較において出てくると、こういうことが私も分析してみました。そうすると、2 から 4 という数字の中の部分からいって、他都市との比較という、いわゆる財政規模といいますか、身の丈の部分に合わせた財政運営が今求められているのだとすれば、それぞれの議会の中では、そういう資料を出しながら妥当な数字をはじき出したと、こういうことで、その部分は根拠にはならないのですけれども、いわゆる 27.6 という数字がはじき出されてきた。そうすると、この部分を、これを一般会計の中で比べて小樽の場合は、もう 18 年度はさらに減るという予想がされますから、そうすると、その数字の比較からしていくと、27.6 の端数を切ることで 27 という数字も出ないとも限らないという部分も予想されます。これは、この辺のところは知恵の出し方なのだらうなと思います。

ちなみに先ほど江別の話が出ましたけれども、江別の場合はこれは 29 人、それで現在数 28 になっています。予算はここで言うと江別の場合は一般財源は約 380 億円です。それで、380 億円のところと小樽の 630 億円を比率で割り返してみますと、江別の場合は、小樽が 32 ですから、ずっと少なくなって 20 人弱になるわけです。ところが、ここでちょっと開いてみると、江別の議員報酬が小樽の 44 万 1,000 円に対して 37 万 8,000 円になります。だから、議員定数を確保するために議員報酬を下げる形をしてキープして、こういうようなことが予測されることになるということで、小樽の場合は議員報酬を下げながら定数を確保していくという、こういう流れにある状況ではないかと思いました。それで、明確なところはありませんが、そういう他都市とのいわゆる類似を分析してみれば、今求められているのは、やはり身の丈に合った財政運営が求められているのではないかというふうに解釈しました。そういうことで、質問部分には、流れの中では各条例提案されているところについては、数字の根拠がないという部分ではなくて、求められている数字は何なのかというところをお互いに確認し合っていきたいなと思います。その辺では。

大橋議員

民主党の主張については、今、傾聴しておりました。その中で、私が特に感じる部分といいますのは、私は 4 年間休んでいたわけですが、4 年間休んで小樽市議会に出てきたときに、ずいぶん変わったなという印象を受けました。非常に開かれた議会になったなということだと思いますけれども、やはり議会の運営の中身も非常に透明に、各党の考え方といいますか、そういうものを取り入れるようになってきたと思いますし、それからまた、市

民に対しても、議会報の発行とかそういう形で、市民に今何が行われているのだということをきちんと伝えていける議会をつくっていく方向性、そういうものが私が休んでいる 4 年間の間にできたのだなということを改めて思い出させていただいております。

今回の議員定数の問題につきましては、今、民主党の方で議員定数を下げながら報酬もという形で小樽はやってきたと。それから、定数の問題とかそういうことには、一つの数字上の根拠もあって物を考えて、そういう部分で全くそのとおりだと思いますので、以上、答弁いたします。

大竹議員

今、佐々木委員からの質問なのですが、類似都市を見てということも言われましたし、身の丈に合った自治体ということも言われましたけれども、これは地方自治体、これからは地方の時代ということで、特色のある自治体が生き残れるということで、従来どおりでは、まず埋没してしまうだろうというような思いがすごく多いと思うのです。そういう中で、だから今どういうふうにやっていくかという中で、自分の自治体、小樽は小樽なりの中でこうやっていくのがいいのだという数を、だから数字として出していくわけです。今回の提案もそういうことになるのです。先ほどの古沢委員からあった、これから先に向けて、ではどうするかといった中で、役に立つ議会にしたいということありますし、数の問題だけではなくて、議会のあり方が大事だと、そういうようなことが以前の平成 10 年のときの委員長の中でもあったことを引用されましたけれども、本当にそれは大事なことだと思うのです。だから、隣がどうであるから、どこがどうであるからということではなくて、小樽というのは小樽独特ですから。そういう中でどういうふうにするのがいいのかという判断をしていかなければならないと思うのです。よそがこうだからという話ではなくて、本来の議会にもまた責任があるのかと思うのです。そういう形の中で選挙をくぐってくるものだと思っています。また、議員も当然そういうふうにしななければならないと思います。そういう人が選ばれなければならないと思います。そうでない状況もあり得ますけれども、でもやはりそういうことを訴えていかなければならないのも、我々議員だという思いがしております。

佐々木(勝)委員

一つの数字の比較対象の根拠の部分については、私どもも今申し上げました。小樽市議会は独自でいいというわけではないですけれども、議員の報酬も減らし、削減をしながら定数も減らしていくと、こういう方向に向かっていくのではないかとこのように私は思うということです。結論は。だから、スタートのときからゼロでいいよと、こういう話はなかったというふうに思っているものですから、その辺のところの部分をやはりすり合わせをしながら決めていきたいなと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。